

厚生労働科学研究の成果のまとめ (令和 5 年度)

本資料は、「厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和 5 年度報告書）」を作成するにあたり、各研究事業の担当部局・課室において作成した成果等を取りまとめたものです。なお、各研究事業の成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、各研究事業の事後評価委員会が確認した記載内容となっています。

令和 6 年 7 月 18 日

厚生労働省

目 次

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧	4
2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）	6

I. 行政政策研究分野

1. 政策科学総合研究事業	
（1）政策科学推進研究事業	6
（2）統計情報総合研究事業	10
（3）臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	13
（4）倫理的法的社会的課題研究事業	17
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	20
3. 厚生労働科学特別研究事業	24

II. 疾病・障害対策研究分野

1. がん対策推進総合研究事業	
（1）がん政策研究事業	34
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
（1）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	38
（2）女性の健康の包括的支援政策研究事業	42
（3）難治性疾患政策研究事業	45
（4）腎疾患政策研究事業	48
（5）免疫アレルギー疾患政策研究事業	51
（6）移植医療基盤整備研究事業	56
（7）慢性の痛み政策研究事業	60
3. 長寿・障害総合研究事業	
（1）長寿科学政策研究事業	63
（2）認知症政策研究事業	67
（3）障害者政策総合研究事業	71
4. 感染症対策総合研究事業	
（1）新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	76
（2）エイズ対策政策研究事業	82
（3）肝炎等克服政策研究事業	85

III. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業	90
2. 労働安全衛生総合研究事業	95
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	99
(2) カネミ油症に関する研究事業	102
(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	105
(4) 化学物質リスク研究事業	110
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	114

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

政策科学推進研究事業
統計情報総合研究事業
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
倫理的法的社会的課題研究事業
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

がん政策研究事業
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
女性の健康の包括的支援政策研究事業
難治性疾患政策研究事業
腎疾患政策研究事業
免疫アレルギー疾患等政策研究事業
移植医療基盤整備研究事業
慢性の痛み政策研究事業
長寿科学政策研究事業
認知症政策研究事業
障害者政策総合研究事業
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
エイズ対策政策研究事業
肝炎等克服政策研究事業

III. 健康安全確保総合研究分野

地域医療基盤開発推進研究事業
労働安全衛生総合研究事業
食品の安全確保推進研究事業
カネミ油症に関する研究事業
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
化学物質リスク研究事業
健康安全・危機管理対策総合研究事業

※1 各研究事業の「4. 研究成果及び政策等への活用状況」の「(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）」の件数については、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース」に登録された件数（令和6年6月24日時点）を反映している。「厚生労働科学研究成果データベース」では元々の終了予定年度で課題を管理しているため、件数に

は令和4年度に終了予定だった課題（令和4年度から繰り越し令和5年度に終了した課題）は含まれない。

※2 「食品の安全確保推進研究事業」の一部の課題及び「健康安全・危機管理対策総合研究事業」の一部の課題については、令和6年4月から消費者庁又は国土交通省に移管されたため、令和5年度に実施された該当課題については本資料から除いている。

2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	政策科学推進研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室
関係部局	医政局、社会・援護局、政策統括官付政策統括室、保険局、労働基準局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	295,828	22	20
令和4年度	295,828	23	21
令和5年度	295,828	26	23

3. 研究事業の目的

社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、医療・介護・福祉・労働等の各社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施策立案に資することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「レセプトデータ等を用いた、長寿化を踏まえた医療費の構造の変化に影響を及ぼす要因分析等のための研究（傷病構造及びサービス提供体制が医療費構造に及ぼす影響の分析）」（令和4～5年度）では、医療・介護レセプトデータベースを用いて社会経済環境要因が医療介護サービスの利用料に及ぼす影響について、所得情報付医科レセプトを用いて入院医療費に影響する要因等について分析した。また社会経済環境要因が有病率や医療介護サービスの利用率を含む傷病構造及び医療費に与える影響について、傷病別に地域単位でシミュレーション可能なデータセットを作成し、所得が医療介護サービスの利用料に及ぼす影響と各傷病の地域別の有病率の時系列変化について分析を行った。今後、都道府県医療費適正化計画において、医療機能の分化・連携や在宅医療の推進により在院日数の

短縮を行うことや医療計画において、5疾病5事業による影響を踏まえた具体的な議論が可能となる。

「タスク・シフトによる医師労働時間短縮効果と医療機関経営上の影響に関する研究」（令和3～5年度）では、タスク・シフトを行うにあたっての業務マニュアル作成や研修など技術的な初期費用に関連するデータの収集とタスク・シフトの件数、タスク・シフト開始前後の医師及び他職種の当該業務実施にかかる一回当たり所要時間等を調査のうえ費用対効果を分析し、その方法論を確立した。医療機関において、医師の労働時間短縮に向けたタスク・シフトを推進する際に、基礎資料として活用することが期待される。

「卒前教育から生涯教育に至るシームレスな総合診療医の養成・確保に関する研究」（令和3～5年度）では、総合診療医の診療範囲や担当する患者数などのパラメータを投入すれば、任意の入力値に応じて総合診療医の必要数を試算できるモデル作成の成果が得られた。また、総合診療医の養成に関連する研修プログラムをオンライン化し、地域に居ながら総合診療に関する研修を受けられる教材が開発された。今後、総合診療医の必要数の検討や、地域における総合診療医の育成の在り方の検討への活用が期待される。

「医薬品・医療機器等の費用対効果評価における分析ガイドラインの改定に資する研究」（令和4～5年度）では、費用効果分析手法の最新動向や諸外国での分析ガイドライン等の検討、これまで日本で実施された費用対効果評価の結果等を踏まえて、「中央社会保険医療協議会における費用対効果評価の分析ガイドライン」第4版を作成した。費用対効果に基づく標準的な分析手法がより確立することで、科学的に妥当な手法で企業分析・公的分析のより円滑な実施が期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
8	211	0	2	11	2	0	0	6	6

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	経済のグローバル化の進展、雇用環境の変化、人口減少及び高齢化による生産年齢人口の減少、世帯や家族のあり方の変化等、社会・経済構造の大きな変化が起こる中、社会保障にかかる費用は増大し、社
------------------	--

	<p>会保障のあり方が問われている。社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度とするよう不断の見直しを行っていくことは、未来への投資につながるものであり、わが国の経済社会にとって最重要の課題の1つである。その中で、医療、介護、福祉、労働等の各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化に努めつつ、経済を支え、経済成長に貢献する社会保障制度を構築するための研究が実施されている。また近年、エビデンス（科学的根拠）に基づいて、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが求められていることから、人文社会学系（法学・経済学・社会学等）を中心とする研究課題を推進することにより、社会保障施策立案に資する専門的・実務的観点からの理論的・実証的研究が実施されている。</p>
<p>効率性の観点から</p>	<p>本事業の研究課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高いものを取り上げ、社会保障施策に資する各種マニュアル等の作成や診療報酬改定の基礎情報とする等、具体的なアウトプットを設けることで、より明確に目標達成管理を行っている。</p> <p>また、事前評価・中間評価等各段階で外部有識者から構成される評価委員会で適切な研究評価を行うことで、効率よく、優れた研究が採択・実施されている。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、医療、介護、福祉、労働等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、持続可能かつ適切な社会保障制度の構築には、医学、社会学、経済学、法学、統計学等広範な分野にわたる検討が必要である。社会保障施策を進める上で、各分野の専門研究者や様々な研究機関の協力を仰ぐ等研究体制の強化に取り組むべきである。</p>
--

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<p>「医薬品・医療機器等の費用対効果評価における分析ガイドラインの改定に資する研究」（令和4～5年度）で作成された「中央社会保険医療協議会における費用対効果評価の分析ガイドライン」第4版</p>
--



中央社会保険医療協議会における
費用対効果評価の分析ガイドライン
2024年度版

2024年1月27日 中間版終了済

国立保健医療科学院 保健医療経済評価研究センター (C2H)

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	統計情報総合研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付保健統計室
関係部局	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付国際分類情報管理室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	27,262	8	7
令和4年度	27,262	6	6
令和5年度	27,262	8	4

3. 研究事業の目的

統計基準の改正に伴う公的統計への影響検証の研究や、統計情報の精度や国際比較可能性の向上に関する研究などを実施することにより、社会の変化に対応した政策の企画立案を適切に行うためのエビデンス（科学的根拠）の創出につなげ、医療・保健・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題解決や国際的な統計基準の開発等に貢献することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「ICD-11の我が国における普及・教育に資する研究（令和4年度～令和6年度）」においては、診療情報管理士に対するICD-11（疾病及び関連保健問題の国際統計分類第11回改訂）の知識の普及やコーディング技術向上のための対面や動画による研修会の開催を通じて教育教材の開発を行った。また、ICD-11を国内の統計基準に適用するにあたって必要なレファレンスガイドの翻訳に向けた基礎資料を提示した。</p> <p>○「ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究（令和5年度～令和7年度）」においては、ICD-11に準拠した死因分類表及び疾病分類表の案を提示した。今後、得られた知見は社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会等における統計基準の改正に関する検討において用いられる予定である。</p>
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

○「International Classification of Health Interventions (ICHI)の我が国における活用・普及のための研究（令和4年度～令和5年度）」においては、ICHIの最新情報の収集や課題に関する報告を行ったが、世界保健総会においてICHIが未だ採択されていないため、日本語訳の普及等を十分に行うことができなかった。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
5	2	0	0	12	3	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>社会保障をとりまく状況の変化に対応した政策を企画立案するため、厚生労働統計は国民や行政のニーズに適時、適切に応じていくと同時に、統計の有用性も確保することが求められている。本研究事業は我が国が直面する課題に関して、現状の統計データを活用したエビデンスを示すとともに、政策評価にも資するよりよいエビデンスを創出するために必要である。また、世界保健機関（WHO）が作成する国際統計分類の改善を先導して国際貢献に資する研究や、これらの分類の我が国での適用に関する課題解決に資する研究など、必要不可欠な研究が実施された。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究計画等の妥当性を省内外の動向を踏まえて評価し、必要かつ緊急性、重大性の高い研究を優先的に採択することで、効率的に研究事業を推進した。また、定期的実施される統計調査を見据えた計画、WHOの動向に合わせた計画・実施体制を持つ研究課題を採択することで、目標・成果を適切に管理した。</p>
有効性 の観点 から	<p>本研究事業の成果である、ICD-11に準拠した死因分類表及び疾病分類表の案やレファレンスガイドの翻訳に向けた基礎資料は、ICD-11に準拠した統計基準の改正に関する検討及びその使用を円滑に進めるために有効な知見となることが期待される。また、研究結果から得られた、ICHIやICF（国際生活機能分類）に関する知見を活かして、WHOが進めている国際統計分類の開発・改善に協力しており、国際貢献という視点からも本事業の有効性は高い。</p>

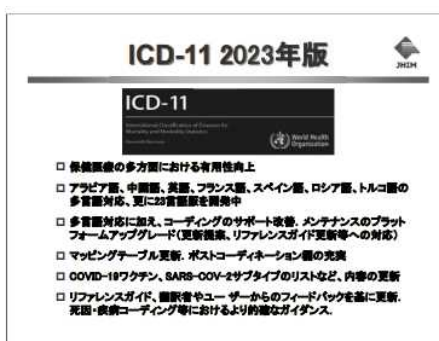
6. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能な社会保障制度の構築、政策評価に必要なエビデンスの創出に必要な研究課題を推進することが重要であり、今後も厚生労働統計の効果的な実施および有効性の確保を図りながら、国民生活の向上に寄与するためにより効率性の高い統計調査を設計していく必要がある。令和5年度においては統計基準の改正に伴う公的統計への影響検証や、統計調査の国際比較可能性の確保・向上に資する基盤整備を行った。また、国内の公的統計の精度や効率性の向上を図るための研究も進めていく必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

ICD-11 中級研修会資料（抜粋）

「ICD-11の我が国における普及・教育に資する研究（令和4～6年度）」



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装 研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	医政局地域医療計画課・医事課・歯科保健課・看護課・研究開発政策課、医薬局医薬安全対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	1,736,708（※1）	30	20
令和4年度	1,529,817（※2）	28	22
令和5年度	340,441	18	12

※1 令和3年度の予算額、採択件数は、当初予算（340,441千円、15件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）からの配分額（1,396,267千円、5件）の合算である。

※2 令和4年度の予算額、採択件数は、当初予算（340,441千円、18件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）からの配分額（1,189,376千円、4件）の合算である。

3. 研究事業の目的

健康・医療分野における ICT インフラの整備によるデータ利活用を推進して、行政政策の科学的根拠の確立、及び健康医療分野における AI 技術の活用を促進する環境の整備を通じて、患者・国民の個々の特性に応じた適切かつ迅速な医療を実現することを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
・「ICTを基盤とした卒前卒後のシームレスな医師の臨床教育評価システム構築のための研究」（令和3～5年度）では、卒前卒後のシームレスな臨床教育評価システムの一部である EPOC2（現 PG-EPOC）のデータを用いて、研修医の学修プロセスを解析し、継続的な評価システムの検証と改善のための整備基盤を

確立し、我が国の医学教育の充実、専門職の質の向上に資する結果が得られた。

- ・「医療現場における医療 AI の導入状況の把握、及び導入に向けた課題の解決策の検討のための研究」（令和 5～6 年度）では、既存の AI 製品の医療機関への認知と導入実態について大規模アンケートによる調査を行い、導入のハードルを明らかにした。今後は、医療 AI の普及促進や医師の働き方改革、医療 AI 産業の発展に資する成果を目指す。
- ・「クラウド上の医療 AI 利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和 5～令和 7 年度）では、医療機関のネットワーク環境の実態調査、技術的課題抽出等を行った。これらの結果を踏まえて、全国の医療機関が安全、安心かつリーズナブルな費用で医療 AI サービスをクラウド上で利用できることを目標に、医療機関の類型化に基づいた最適なネットワークセキュリティ構成やシステム監査のルールを提示する。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当無し。

(2) 論文数などの業績（令和 5 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
4	5	1	0	9	3	0	0	0	2

5. 研究成果の評価

必要性の 観点から	平成 29 年より「データヘルス推進本部」、平成 30 年より「保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム」が設置され、健康・医療・介護分野における医療情報を連結した ICT システム構築や AI 実装に向けた取組みが開始されたほか、AI 戦略 2022（令和 4 年 4 月閣議決定）では、AI 技術の社会実装の推進に向けた政策が取りまとめられており、本研究事業は、これらを踏まえた政策の検討に不可欠である。
効率性の 観点から	研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価結果を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図る。

	た。また事前、中間、事後の各段階で、外部有識者から構成される評価委員会で効率性の観点を重視して研究評価を行った。
有効性の観点から	本研究事業で得られた成果は、健康・医療分野における、ICTやAIを活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築やICT・AI開発のためのデータ利活用の推進に貢献することが期待され、医療データを収集し安全かつ円滑に使用できる環境を整備し、日本におけるICT・AI開発を加速化するとともに、医療現場の負担軽減につながる研究として有効である。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>世界的に保健医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の流れが加速している中で、医療データを取り扱う上でのセキュリティの問題や、医療機関におけるAIの導入における課題など、AI技術の社会実装に伴う課題を抽出するとともに、その対応方策の検討を行うことが肝要であることが保健医療分野AI開発加速コンソーシアム等で指摘されている。更に、生成AI(対応関係を持って学習させた内容とは別の、新たな回答を生成できるAI)の急速な技術革新に伴い、政府ではAI戦略会議、AI戦略チームが組織される等、生成AI技術への注目は大きく、保健医療分野においても生成AI技術の実装に向けた政策が求められている。こうした議論やAI戦略等を踏まえ、引き続き、保健医療分野におけるICT・AI開発に求められる環境整備に関する研究、保健医療分野のAI実装等データ利活用状況等の調査研究、また、ICT・AIを活用した現場の負担軽減や医療の質の均てん化、更なる精度向上に繋がる効率的なシステム開発と活用に向けた研究等を実施する必要がある。</p>

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<p>「クラウド上の医療AI利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」(令和5～令和7年度)をはじめとした本事業における研究の成果が、第43回医療情報学連合大会(令和5年11月開催)にて発表された。</p>
--

第43回
医療情報学連合大会
第24回 日本医療情報学会学術大会

医療情報の安全な流通と活用

2023年
● 11月22日(水)～25日(土)
● 神戸ファッションマート(六甲アイランド)

大会長: 松村 泰志 (国立病院機構 大塚医療センター)
プロフessional: 黒田 知家 (京都大学)
実行委員長: 武田 理家 (大阪大学)
事務局長: 岡田 佳繁 (大阪大学)

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	倫理的法的社会的課題研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	—

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	7,250	2	2
令和4年度	7,250	6	2
令和5年度	7,250	5	2

3. 研究事業の目的

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues: ELSI）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）・ゲノム医療に焦点を当て、具体的な ELSI を抽出、検討し、その解決策の提言やガイドラインを作成するための検討を行うことを目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「保健医療分野におけるデジタルデータの AI 研究開発等への利活用に係る倫理的・法的・社会的課題の抽出及び対応策の提言のための研究」（令和4～5年度）では、病院に蓄積された膨大な医療情報を貴重なデータ資源として活用し、学術研究機関や医療機関のみならず、製品開発の担い手としての民間企業を含めた研究開発の手法を示すことを目的として、臨床で得られたデジタルデータを AI 医療機器開発に活用する際の論点を抽出し、諸外国の状況や国内における最新の法制度・ガイドライン・倫理指針などを調査・検討し、個人識別性の無いゲノムデータに関する利活用の可能性について明確化を図る方策を示すとともに、医用画像の仮名加工情報の加工基準及びその利活用に係るガイドライン案を作成した。
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	0	0	10	0	0	0	3	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	AI技術に関しては、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれており、国内外の機関で倫理的な検討が進んでいる中、それらの議論も踏まえ、保健医療分野におけるAI技術に対する不安・懸念を特定しようとする当研究の試みは、人々のAIに対する信頼を獲得して利活用を促進するために必要であるため、本研究は高く評価することができる。
効率性 の観点 から	中間・事後評価を通して、研究班にフィードバックが行われることによって、適切かつ効率的に研究事業が実施された。また、個人情報保護委員会事務局等、関係の行政機関とWEB会議の活用する等により密に連携を行い、効率的に研究を推進できた。
有効性 の観点 から	AIを活用した医療機器等の医療現場への導入や開発需要等、社会実装が急速に進みつつある中で、本研究事業は、AIの開発・利活用を持続的に推進していく上で、現行の法制度における情報の取扱いの整理を行い、ガイドラインの作成など成果を得ており、新たな科学技術の社会実装を推進する上で有効である。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>急速に進展する生成AIを巡っては、その利用におけるリスク等について国内外で議論がなされているところであり、今後、厚生労働分野における生成AIの利用や開発に際しての対応策の検討が必要となることが見込まれる。</p> <p>こういった最先端の科学技術の社会実装によりイノベーションを推進していくために、ゲノム医療、ICT、AI等の科学技術の開発とこれらの科学技術がもたらすELSIの影響が、国民の不利益に繋がることのないよう、ELSIをリアルタイムで検討する本研究事業を並行して実施していくことが必要である。</p>

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「保健医療分野におけるデジタルデータの AI 研究開発等への利活用に係る倫理的・法的・社会的課題の抽出及び対応策の提言のための研究」（令和 4～5 年度）

で作成したガイドライン案



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
主管部局（課室）	大臣官房国際課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	42,500	6	6
令和4年度	41,250	8	7
令和5年度	41,250	6	6

3. 研究事業の目的

地球規模の保健課題は、近年国際社会において重要性が非常に高まっている。我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活用して、限られた財源の中でより効果的・効率的に国際保健に貢献し、保健分野における国際政策を戦略的に主導し、国際技術協力等を強化するために、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に資する研究等を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>令和5年度終了課題は以下の3つであった。</p> <p>○「保健分野における、新型コロナウイルス感染症や、三大感染症等に関する国際機関への我が国からの戦略的・効果的な資金拠出と関与に資する研究」（令和3～5年度）では、年に2回開催される世界エイズ・結核・マラリア対策基金（略称：グローバルファンド）の理事会の方針について日本政府に提言を行った。また、医療製品の国際展開のための日本企業の公的支援活用状況を分析し、日本からの感染症関連の国際機関等に対する拠出状況が定量化された。</p> <p>○「Universal Health Coverage (UHC)の推進のための世界の保健医療情報システム革新の効果検証に資する研究」（令和4～5年度）では、UHC推進のための支援のためのデジタルヘルス政策について分析した。その結果、デジタルヘルス</p>

の成熟度を表す指標は、Global Digital Health Index (GDHI) が総合指標として有用であり、UHC Service Coverage Index との間に相関があることが明らかとなった。また、WHO のデジタルヘルス支援戦略についても調査を実施し、GDHI をはじめとした評価ツールを用いて、効率的な投資策を提言しており、日本からのデジタルヘルス支援策においても有用であることが示唆された。

○「栄養に関する世界的な潮流及び主要国における栄養関連施策の分析と課題抽出のための研究」(令和4～5年度)では、日本と諸外国の栄養政策及び栄養・健康課題の比較分析等を実施した。我が国の栄養政策の特徴として、母子手帳による健康管理、給食を用いた食育指導や国民健康・栄養調査の実施等が挙げられ、また国際的に注目が集まる栄養分野の課題として、Early Child Development、気候変動と持続可能で健康的な食事等が挙げられた。これらの研究成果は、2025年3月に開催予定のパリ栄養サミットにおける日本政府のコミットメント作成に活用される。

○カーボンニュートラル社会におけるヘルスケアシステムの設計と転換策の提案のための研究」(令和5～7年度)では、ヘルスケアのサプライチェーンを通じて発生する温室効果ガス(GHG)排出量を網羅的に算定する環境産業関連モデルを開発し、ヘルスケア需要が誘引するGHG排出の包括的算定を通じて脱炭素に向けたGHG排出量削減が中長期的に有効であることを示した。また、市区町村別のヘルスケア関連のGHG排出量の推計及び高齢率等との比較分析の実施により、今後高齢化に際し、GHG排出量の増加が見込まれるヘルスケア関連の消費項目を明らかにした。さらに、介護サービスの需要者に着目した世帯のカーボンフットプリントの分析では、要介護者がいる世帯といない世帯の介護由来およびそれ以外の需要も含むカーボンフットプリント構造を明らかにし、予防介護策による要介護認定者を減らす取り組みが脱炭素にも貢献しうることが示唆された。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
「Universal Health Coverage (UHC)の推進のための世界の保健医療情報システム革新の効果検証に資する研究」(令和4～5年度)では、綿密な調査、情報収集が行われていたが、GDHI と SCI の相関関係からデジタルへの投資がUHCの向上に資するという結論が本研究では導かれており、一定程度の成果が得られたものの、より強固な因果関係の分析を行う必要性についても考慮された。

(2) 論文数などの業績(令和5年度終了課題について)

原著論文 (件)	その他の論文 (件)	学会発表 (件)	特許等 (件)	その他 (件)
-------------	---------------	-------------	------------	------------

和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	3	0	0	8	2	0	0	0	3

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>これまで蓄積してきた知見や経験を活用して、UHC を含めた国際保健分野の様々な課題において我が国がより効果的に貢献し、国際的な存在感をさらに高め、国際協力に関する政策決定に資するために、本研究事業が必要である。また本研究事業において、複雑な歴史的・政治的背景を持つ国際会議の議題を解析し、我が国が自身の立場を効果的に主張するための手法を開発し人材を育成することも、我が国が国際社会における存在感を維持・強化していくうえで意義は大きい。</p> <p>さらに、近年では新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国際政策の形成が求められており、国際保健規則（IHR）改正など歴史的な国際保健の転換点にある。そのような国際情勢の中で、各研究課題で実施される地球規模課題に関する議論の動向分析を通じてUHCを主導してきた我が国が国際保健社会のニーズに貢献することは、緊急性と適時性がある。</p>
効率性 の観点 から	<p>省内関係部局と調整の上で公募課題を決定し、研究実施においても省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携体制の下で効率的に研究を遂行した。また、研究成果が国際保健における我が国の取組に効率的に活用できるよう、公募において研究班に国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家が参加することを条件とし、研究開始後は担当職員が研究班会議に積極的に参加し、研究者との連携を強化した。さらに、過去に確立した研究基盤を活用して効率的に研究を遂行した。</p>
有効性 の観点 から	<p>本研究事業の研究結果はG7やG20の成果物、WHO等が開催する国際会議やSDGsの保健課題を選定する際の国際的な議論の場における我が国の方針の根拠となる等、大いに活用されており、本研究事業の成果を反映した政策を世界に発信することは、我が国がUHCナレッジハブなどを含めたさまざまな国際保健課題の解決に向けた議論を主導し、UHC推進を含む世界におけるSDGs達成やプレゼンスの向上に繋がる。</p> <p>また、本研究事業で得られた知見を国際保健人材育成のための教材と教育プログラムの策定に活用して人材の育成に資することは、我が国の国際社会における存在感を維持・強化する上で、短期的のみならず長期的効果もあり、その有効性は非常に大きい。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

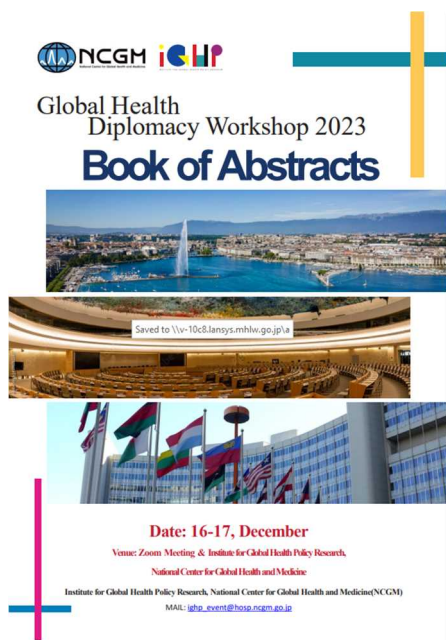
気候変動、感染症対策の強化、人道的状況における保健サービスの提供等、国際保健のアジェンダは大きく変化しており、国際保健事業の指導的かつ調整的機関である WHO との関与は益々重要になってきている。我が国が、複雑化している国際保健分野の状況を踏まえ、WHO に効果的に関与するためには、国際機関にはそれぞれに組織特有の組織体系やガバナンスがある中で、WHO に特徴的な組織ガバナンスの課題や、他の国際機関のガバナンスの中で WHO に導入可能な好事例を特定する必要がある。

また、G7 においては、2023 年に我が国は議長国として、世界全体の UHC 達成へさらに貢献していくための方向性をまとめた「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」が発出された。今後、我が国としては次に日本が G7 議長国となる 2030 年を見据えて、この計画に沿ってどのように世界的な UHC の達成を着実に実現し、この分野を主導していくかが研究されるべき課題である。

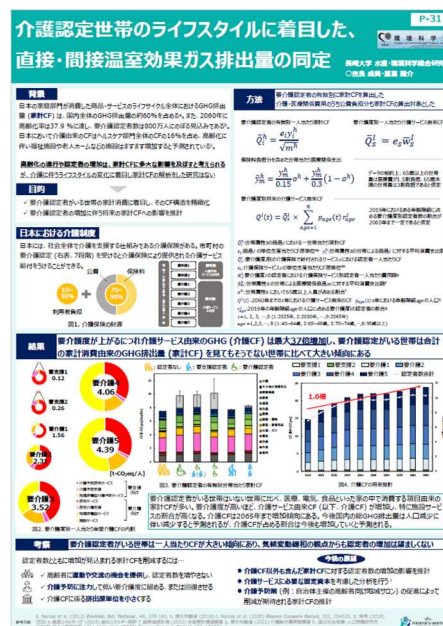
これらの課題については、令和 7 年度の研究において積極的に取り組んでいく予定である。

<参考> 令和 5 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「保健関連の国際保健におけるキャリア形成や幹部人材養成に資する研究」(令和 5～7 年度)



「カーボンニュートラル社会におけるヘルスケアシステムの設計と転換策の提案のための研究」(令和 5～7 年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	厚生労働科学特別研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	省内関係部局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	244,407 ^{※1}	39	39
令和4年度	244,407 ^{※2}	36	36
令和5年度	380,667 ^{※3}	44	44

※1 令和3年度第1次補正予算500,000千円を除く。

※2 令和4年度第2次補正予算104,000千円を除く。

※3 令和5年度第1次補正予算144,000千円を除く。

3. 研究事業の目的

国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用することを目的としている。

また、本研究事業では、特に緊急性が高く、他の研究事業では迅速に実施できない研究課題を推進している。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

1. 医療機関におけるサイバー攻撃対応のための事業継続計画（BCP）の普及に向けた研究（令和5年度）

国内医療機関を標的としたサイバー攻撃により診療を長期に停止せざるを得ない事案が発生し、必要な診療業務の継続、早期の業務回復に向けた支援が緊急的に必要でありBCP策定についてサイバーセキュリティチェックリストで求めている。このサイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えたBCPを策定する上で記載すべき項目を示す確認表を作成した。作成した確認表、手引き、ひな形は、厚生労働省ホームページへの掲載や都道府県宛の通知等により、全国の医療機関に周知した。

本研究成果により、医療機関のBCP整備が推進されることで、安定した医療提供体制の実現、医療機関の信頼性の担保につながり、我が国の安全保障対策に資するものである。

2. ニトロソアミン類の体系的リスク評価手法に基づくリスクコミュニケーションガイドランスの策定のための研究（令和5年度）

医薬品から発がんリスクが懸念されるニトロソアミン類が検出される例が急増し、患者の安全・安心を確保するための迅速かつ適切な情報提供を行う必要性が生じたため、製薬企業から医療現場等への情報提供における留意事項をまとめた実践的なガイドランスを作成した。

本研究により作成されたガイドランスは、6月18日付けで厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）等宛ての通知を発送し製薬企業等に周知した。

これらの取組は、ニトロソアミン類に限らず、他の変異原性発がん物質にも応用可能なものであり、その波及効果を考慮すると取組の意義は非常に高い。

3. NDBの迅速提供に向けたスキーム再構築に資する研究（令和5年度）

匿名レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下、NDB）は、利活用のニーズが高まっているものの、データ提供に時間を要するため研究が遅れるなどの学術的な不利益が生じているため、データ利活用の促進・阻害要因を分析し、課題解決のための具体的な提言をとりまとめ、令和5年度に開催された社会保障審議会医療保険部会等の議論の基礎資料として活用した。

また、本研究成果により、NDB提供に係る体制強化のための令和6年度予算要求につながった。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

（2）論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	2	13	10	30	0	0	0	9	12

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業の目的にしたがって、国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題を解決するための研究課題を数多く実施し、新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用できた。特に緊急性が高い研究課題を迅速に実施できる体制は他の研究事業では不可能であるため、厚生労働科学研究の発展において本研究事業は必要不可欠である。
効率性 の観点 から	本研究事業は原則として単年度の研究であることから、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各分野の研究事業における事前評価に基づき研究を実施する等、各部局との連携のもとに効率的に実施した。 所管課室から提案された研究課題は、成果を短期間で集約するために実施体制を精査し、組織された。また、研究内容に照らして研究経費が精査されており、必要最低限の費用で効率的に遂行された。
有効性 の観点 から	これまでの研究成果は、関連する審議会、検討会等における検討のための基礎資料とされる等、厚生労働省の各部局における施策の企画・立案・実施等のために適宜活用されており、事業の目的に沿った成果を得た。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。従って、短期間でより効果的な成果を得るために、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が必要である。引き続きこれを念頭に、本研究事業を実施する必要がある。

<参考1> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

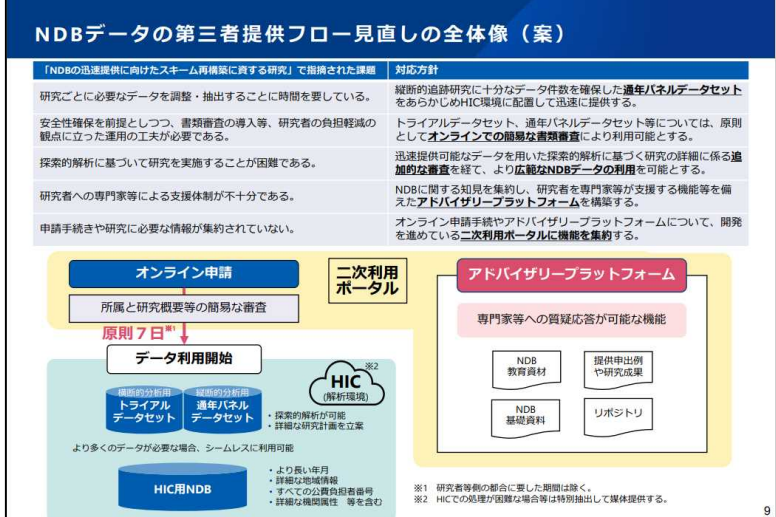
1. 医療機関におけるサイバー攻撃対応のための事業継続計画（BCP）の普及に向けた研究（令和5年度）により作成された確認表、ひな型等

<p style="text-align: center;">サイバー攻撃を想定した 事業継続計画（BCP）策定の確認表</p> <p style="text-align: center;">令和6年6月</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省</p>	<p style="text-align: center;">サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）の作成について</p> <p>厚生労働省では、令和5年度から、医療法に基づく医療機関に対する立入検査の項目に、サイバーセキュリティ対策を位置付けました。立入検査の際に確認する項目は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」から優先的に取り組むべき項目について、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）によりお示ししてきたところです。</p> <p>昨今の巧妙化したサイバー攻撃の現状において、セキュリティ対策を講じることでリスクを低減させることはもちろん重要ですが、リスクを完全に排除することはできません。</p> <p>例えば、過剰には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデント発生時の初動対応について十分に協議されておらず、証拠保全が不十分となり、被害範囲の特定ができなかった。 ・インシデント発生時に、ネットワーク機器が院内どこに配置されているかわからず、原因究明に時間を要した。 ・ランサムウェアによる攻撃の際に、バックアップが適切に確保できておらず、復旧が遅延した。 <p>といった事例が実際に発生しており、このようなケースでは、診療継続を含めた医療機関の機能に重大な影響が生じます。</p> <p>サイバー攻撃を「どのように防ぐか」だけでなく「発生時にどのように対応するか」という意識で、非常時に診療への影響を最低限に抑えるための対応を、あらかじめ「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）」（以下「BCP」という。）として策定しておくことで、適切な復旧対応を行うことが可能となります。</p> <p>こうしたことから、チェックリストの項目としても、医療機関に対してBCPの策定を求めている。今般、BCPの策定に際して参考としていただけるよう、「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定の確認表」（以下「確認表」という。）を作成しました。医療機関の特性に応じて必要とされるBCPは様々ですが、今般作成した確認表等や関係団体より提出されている資料等を参考に、貴施設においてもサイバー攻撃を想定したBCPの策定をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定の確認表のための手引</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本手引は、「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定の確認表」について、サイバー攻撃を想定したBCP作成の一般となるよう、解説を加えたものです。貴組織においてBCPを作成する際の参考として活用してください。 ※ 本手引は「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定の確認表」を策定するための必要事項を整理し定めておいたものです。医療機関の特性に応じて、自機関が主体となる必要事項を整理し定めてください。 ・BCP策定には先だってリスク分析が重要となります。リスク分析は全過程において自機関だけでなく、事業者、その他の関係者間で、情報および機密を相互に交換（リスクコミュニケーション）することが必要です。 ・BCPは定期的に見直し、必要に応じて更新してください。 ・医療情報システムは、医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報を扱うシステムを指します。例えば、医療機関等のウェブ作成用システム（ウェブ）、電子カルテ、オンラインシステム等の医療事務や診療を支援するシステムだけでなく、円滑な患者の診療を確保するコンピュータ、遠隔で患者の情報を閲覧・取得するコンピュータや携帯端末等も、範疇として想定されます。また、患者情報の漏洩が行われる院内・院外ネットワークも含まれます。 ・医療機関の規模により作成するBCPの内容が異なる想定されるため、関係団体等に示されているBCPの手引についても適宜参照して作成してください。 ・本手引の各項目の解説の下欄には、それぞれの項目に該当する「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」関連文書の該当箇所を括弧内に示しています。 	<p style="text-align: center;">医療情報システム部門 事業継続計画（BCP）</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日 初版</p> <p style="text-align: center;">〇〇病院</p> <p style="text-align: center;">〇〇部門</p>

2. ニトロソアミン類の体系的リスク評価手法に基づくリスクコミュニケーションガイダンスの策定のための研究（令和5年度）により作成されたガイダンス

<p>医薬品審判 0618 第 1 号 医薬品発 0618 第 1 号 医薬品発 0618 第 1 号 令和 6 年 6 月 18 日</p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 御中</p> <p>厚生労働省医薬品医療安全管理課 （公 印 審 略） 厚生労働省医薬品医療安全管理課長 厚生労働省医薬品医療安全管理課長 （公 印 審 略） 厚生労働省医薬品医療安全管理課長 （公 印 審 略）</p> <p>医薬品に含まれるニトロソアミン類の体系的リスク評価手法に基づくリスクコミュニケーションガイドラインについて</p> <p>今般、令和 5 年度厚生労働行政推進費補助金（厚生労働科学特別研究事業）による「ニトロソアミン類の体系的リスク評価手法に基づくリスクコミュニケーションガイドラインの策定のための研究」（研究代表者：本館）と国立医薬品安全衛生研究機構において、医薬品へのニトロソアミン類の混入に対し、Carcinogenic Potency Categorization Approach に基づく発がん性リスク評価などの毒性学的観点から評価検討すべき項目の検討を行い、評価提供すべき項目の選定と評価提供の連携方法等について整理したガイドラインが別添のとおり作成されたので、貴管下関係者に対して周知願います。</p> <p>また、製造事業者に対し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応について御案内させていただきますようお願いいたします。</p>	<p style="text-align: center;">別添</p> <p>医薬品に含まれるニトロソアミン類の体系的リスク評価手法に基づくリスクコミュニケーションガイドライン</p> <p>第 1 基本的事項</p> <p>1 目的 医薬品へのニトロソアミン類の混入について、製造販売業者から医療従事者へのコミュニケーションに係るガイドラインを示すことにより、医療現場等へ迅速かつ適切な情報提供を行うことができる体制を製造販売業者が確保し、もって保健衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲等 (1) 本ガイドラインは、全ての医薬品の製造販売業者を対象とする。 (2) 本ガイドラインは、「医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検について」（令和 5 年 10 月 8 日付厚生労働省薬後 1008 第 1 号、薬生安発 1008 第 1 号、薬生監発 1008 第 1 号）厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品安全管理課長、医薬品安全管理課長及び監視指導・審査対策課長連名通知）において自主点検の対象とされる医薬品を対象とする。 (3) 本ガイドラインにおいては、「ニトロソアミン類」とは、ニトロソ基がアミンに結合した化学構造を有する一群の化合物を指すものとする。</p> <p>3 本ガイドライン制定の背景 2018 年、バルサルタン製剤から発がんリスクが懸念される N-ニトロソメチルアミン (DMA) が検出され、その後も、国内において医薬品からニトロソアミン類が検出され、一部の製品が自主回収されている。これまでにニトロソアミン類の混入に係るリスクコミュニケーションについては、発がんリスクを算出するための毒性データが存在しないことが課題であり、国内において体系的な手法は確立していなかった。</p> <p>厚生労働省においては、個別に薬事審議会において健康影響評価を行い、医療現場におけるリスクコミュニケーションに関する情報の整理を行ってきたが、2023 年 7 月に欧州医薬品庁 (EMA) が、ニトロソアミン類の化合物特性から発がんリスクの高さを区分し、迅速かつ標準なリスク評価を可能とする Carcinogenic Potency Categorization Approach (CPA) を公表し、本邦でもリスク評価手法として CPA が活用可能となった。このように、リスクコミュニケーションに関して体系立てて整理することが可能となったため、本ガイドラインを制定することになった。</p>
---	--

3. NDB の迅速提供に向けたスキーム再構築に資する研究（令和 5 年度）の成果をとりまとめた、社会保障審議会医療保険部会資料（抜粋）



<参考2> 令和5年度厚生労働科学特別研究事業一覧

研究課題名	研究代表者	所属施設名	職名
生活保護利用者における多剤処方の実態把握と効果的な対応策立案に向けた研究～被保護者健康管理支援事業の先進事例の効果評価～	西岡 大輔	大阪医科薬科大学	講師
特定機能病院において職員が共有すべき院内情報の効率的かつ標準的な周知方法の明確化のための研究	浦松 雅史	東京医科大学	准教授
看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件見直しに係る調査研究	奥 裕美	聖路加国際大学	教授
遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究	横田 睦	公益社団法人全日本墓園協会	理事・主幹研究員
海外における標準化を有した高品質医療リアルワールドデータ基盤整備のための調査研究	山下 貴範	国立大学法人九州大学	講師
各国の電子処方箋の制度及び医療DXの実態の把握のための研究	池田 和之	奈良県立医科大学	薬剤部長
NDBの迅速提供に向けたスキーム再構築に資する研究	山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター	理事長
認知症医療の進展に伴う社会的課題の検討のための研究	新井 哲明	筑波大学	教授
平時及び有事における政策決定に資する質の高いエビデンスを集積・創出する人材を育成するための研修プログラムの開発研究	曾根 智史	国立保健医療科学院	院長

日本におけるカニクイサル等（非ヒト霊長類）の需要と供給の現状把握と不足見込み数の推計並びに今後の検討・提言に向けた研究	三好 一郎	国立大学法人 東北大学	教授・施設長
就労選択支援従業者の養成のための研修における標準プログラムの開発についての研究	前原 和明	秋田大学	教授
身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究	山縣 然太朗	国立大学法人 山梨大学	教授
救急医療機関における訪日外国人患者の未収金の実態把握と防止策検討のための研究	北川 雄光	慶応義塾大学	教授
在宅医療現場における多職種連携ニーズの客観的指標開発研究	岡田 就将	国立大学法人 東京医科歯科大学	教授
HIFU 施術における人体への侵襲性の評価研究	河野 太郎	東海大学	教授
医療機関・薬局の低密度エリアにおける医薬品供給の実態と流通コスト分析	東 伸一	青山学院大学	教授
医療機関におけるサイバー攻撃対応のための事業継続計画（BCP）の普及に向けた研究	鳥飼 幸太	国立大学法人 群馬大学	准教授
臨床研究法へのスポンサー概念の導入のための調査研究	沖田 南都子	国立がん研究センター中央病院	部長
化学テロ発生時に必要な薬剤の国家備蓄等の適正化の研究	若井 聡智	独立行政法人 国立病院機構 本部 DMAT 事務局	次長

特定機能病院の評価指標の開発に資する研究	楠岡 英雄	独立行政法人 国立病院機構	理事長
遺伝子改変を行った異種臓器の移植に関する再生医療等安全確保法の適用と運用および公衆衛生上の安全性の確保に向けた調査研究	山口 照英	学校法人 金 沢工業大学	所長・特 任教授
新型コロナウイルス感染症まん延下における救急外来滞在時間の変化と、それに影響を与える因子同定のための研究	大友 康裕	独立行政法人 国立病院機構 災害医療セン ター	院長
南海トラフ地震等大規模激甚災害時のドクターヘリ運用体制構築に向けた研究	本間 正人	国立大学法人 鳥取大学	教授
在宅医療における薬剤師と関係職種連携の実態把握及び推進のための調査研究	渡邊 伸一	帝京平成大学	教授
法令改正に向けた産業用途大麻栽培における管理基準策定に資する研究	淵野 裕之	国立研究開発 法人医薬基 盤・健康・栄 養研究所	室長
大麻由来製品中に混在する微量 Δ 9-THCの試験法策定に資する研究	花尻 瑠理	国立医薬品食 品衛生研究所	室長
臨床試験が実施困難な希少疾患等に対する医薬品の迅速な国内導入を図るための薬事承認審査制度の構築に向けた調査研究	成川 衛	北里大学薬学 部	教授
医薬品の投与により免疫が低下したあるいは低下が予測される患者における至適なワクチン接種のための調査研究	平山 雅浩	国立大学法人 三重大学	教授
骨髄バンクドナーWeb登録システム導入に向けたcapture NGS法によるHLAスワブ検査精度の検証と諸外国での運用状況の調査の研究	後藤 秀樹	国立大学法人 北海道大学	講師

アザチオプリンの副作用発現頻度に係る調査研究	大平 弘正	福島県立医科大学	医学部 主任教授
日本専門医機構における医師専門研修シーリングによる医師偏在対策の効果検証	渡辺 毅	一般社団法人 日本専門医機構	理事長
妊産婦のリスクに応じた分娩体制の維持に要する医療資源に係る研究	板倉 敦夫	順天堂大学医学部 附属順天堂医院	教授
労働安全衛生法における一般定期健康診断の検査項目等に関する社会状況等の変化に合った科学的根拠に基づく検討のための研究	森 晃爾	産業医科大学 産業生態科学 研究所産業保健経営学	教授
ニトロソアミン類の体系的リスク評価手法に基づくリスクコミュニケーションガイダンスの策定のための研究	本間 正充	国立医薬品食品衛生研究所	所長
分娩を取り扱う医療機関等の費用構造の把握のための研究	野口 晴子	早稲田大学 政治経済学術院	教授
臨床研究法の適用範囲とすべき「傷害・負担が大きい検査等」の基準策定に向けた調査研究	佐藤 典宏	国立大学法人 北海道大学	機構長／ 教授
医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体による支援の機能的運用および質向上に向けた研究	細川 秀一	日本医師会	常任理事
保健医療分野における生成 AI の国内外利活用事例の把握及び利活用可能性の探索のための研究	竹下 康平	東京慈恵会医科大学	講師
生成 AI を用いた治験・臨床研究関連文書のデジタルトランスフォーメーションに向けた研究	浅野 健人	国立大学法人 大阪大学	特任准教授 (常勤)

医療用医薬品の安定供給に係る基準策定に向けた調査研究	間宮 弘晃	国際医療福祉大学	准教授
性嗜好障害への対応と治療の国内外の実態とアプローチの包括的分析のための研究	繁田 雅弘	東京慈恵会医科大学 精神医学教室	主任教授
口唇口蓋裂に関する実態把握、及び口唇口蓋裂を含めた育成医療の疾患全体の実態の推定を行う手法の検討のための研究	彦坂 信	国立成育医療研究センター 小児外科系専門診療部形成外科	診療部長
生成 AI を活用したレセプト作成機能の構築と診療行為等データの二次利用基盤の構築に向けた調査研究	藤林 和俊	順天堂大学	准教授
医療・ヘルスケア分野における生成 AI 適用の可能性と課題の検討、及び利用ガイドライン策定のための研究	宇賀神 敦	非営利公益法人医療 AI プラットフォーム技術研究組合	専務理事

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策分野」
研究事業名	がん政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	610,842	65	57
令和4年度	610,842	56	50
令和5年度	610,842	74	51

3. 研究事業の目的

「がん研究10か年戦略」を踏まえ、患者・社会と協働するがん研究を念頭において、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決する研究を推進する。「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」および「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」を重点的に推進し、第3期がん対策推進基本計画において3つの柱とされている「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の実現を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法のエビデンス確立を目指した研究」（令和3～5年度）では、がん・生殖医療における妊孕性温存療法のエビデンス創出のためのデータ管理に資する、日本がん・生殖医療登録システム（JOFR: Japan Oncofertility Registry）-II および患者アプリ（FSリンク）を完成させ、継続的に小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業において活用されデータが蓄積されている。また、47都道府県の自治体の担当課、がん診療施設、生殖医療施設を対象としたワークショップを日本がん・生殖医療学会と共同で行い、全国のがん・生殖医療ネットワークの連携体制（Oncofertility Consortium Japan: OCjpn）構築に貢献した。</p> <p>○「全ゲノム解析を基盤としたがんゲノム医療の実装に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI体制構築についての研究」（令和3～5年度）では、</p>

がん領域における全ゲノム解析等実行計画の推進に向け、解析結果の患者への還元、解析・データセンター、ELSI、事業実施準備室の体制等における課題の整理および専門的な検討を行い、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」（以下専門委員会）において検討結果を提示し、専門委員会での議論を踏まえ、令和4年度末に「全ゲノム解析等実行計画」のもとに設置される予定の事業実施組織（仮称）の準備室が設置された。また、造血器腫瘍についての患者還元の在り方や、標準同意説明文書の改定案についての検討結果を専門委員会に示し、本計画を推進した。

○「子宮頸がん検診における HPV 検査導入に向けた実際の運用と課題の検討のための研究」（令和4～6年度）では、HPV 検査単独法による子宮頸がん検診の利益を担保するためのアルゴリズム（検診結果ごとにどのような検査をいつ行うか等を定めたもの）について検討し、HPV 検査陽性かつ細胞診陰性の者の管理方法を含めた実現可能性のある適切なアルゴリズムを「がん検診のあり方に関する検討会」に提示した。検討会での議論を踏まえ、厚生労働省が健康増進事業として実施するがん検診において推奨される検診項目等について定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に HPV 検査単独法が追加された。また、「対策型検診における HPV 検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」の内容について検討した。

○「がん患者の苦痛に対する、迅速かつ十分な緩和ケアの提供と、その均てん化のための研究」（令和4～6年度）では、遠隔コンサルテーションシステムとして“専門的がん疼痛コンサルテーションサービス CHALLENGE-CanPain”を開始するとともに、疼痛、呼吸困難、終末期過活動せん妄に対する治療アルゴリズムを開発した。専門的がん疼痛治療の地域連携体制構築や疼痛、呼吸困難、終末期過活動せん妄に対する体系的治療の実施が促進され、在宅を含めた地域における緩和ケア提供体制の整備に寄与することが期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
 「より適切ながん検診の精度管理における評価指標の確立に資する研究」（令和3～5年度）では、対策型がん検診においてこれまで不明確であった問診の位置づけや内容が整理される等の成果が得られたが、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（以下、「マニュアル」という。）の精度管理に関する検討については不十分な成果であった。これは、マニュアルに関するアンケートの回答数が限定的であり、保険者全体の実態を十分に把握することができなかつたためである。

（2）論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文	その他の論文	学会発表	特許等	その他
------	--------	------	-----	-----

(件)		(件)		(件)		(件)		(件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
23	36	22	3	160	14	0	0	4	2

5. 研究成果の評価

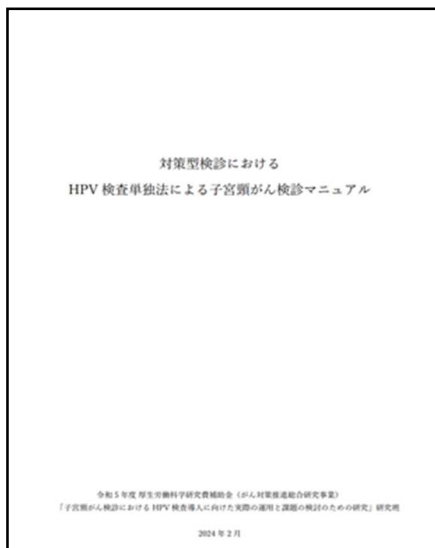
必要性 の観点 から	行政的・社会的な研究のうち、がん予防に資するがん検診の精度管理や新たな技術の導入を推進する研究や、がん医療およびがんとの共生に資する小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法や緩和ケア提供の迅速化や均てん化に資する研究、がん対策の効果的な推進と評価に関する研究等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げた。今後も「がん研究10か年戦略」を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策推進基本計画の着実な推進に資するよう本研究事業を行っていく必要がある。
効率性 の観点 から	妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率的に研究が進められ、上述したような多くの成果が得られた。がん対策の効率的な推進に資する有用な研究成果の継続的な創出には、医療行政への新たな提言に資する研究への適切な予算配分が重要である。
有効性 の観点 から	がん検診の精度管理や新たな技術の導入に関する研究、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法や緩和ケア提供の均てん化に資する研究等を進め、対策型検診における新しい技術の導入や適切な精度管理の確立、妊孕性温存療法や緩和ケアの提供に資する連携体制の構築などの極めて有用な成果が得られた。これらの成果は検討会へ報告され、政策への導入につながる等、がん対策の推進に寄与した。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>がんは国民の疾病による死亡原因の第1位となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、総合的ながん対策が進められてきた。令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向けて、また令和5年12月に策定された「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、職域におけるがん検診を含む「がん検診受診状況の把握」、「ライフステージ等に応じた医療提供体制の構築」、「がん患者やその家族等の心理的・社会的な課題の解決」等、一層の研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。</p>
--

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

- 「子宮頸がん検診における HPV 検査導入に向けた実際の運用と課題の検討のための研究」(令和4～6年度)



- 「がん患者の苦痛に対する、迅速かつ十分な緩和ケアの提供と、その均てん化のための研究」(令和4～6年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課
関係部局	健康・生活衛生局がん・疾病対策課、医政局歯科保健課、医政局地域医療計画課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	596,160	78	55
令和4年度	596,160	79	59
令和5年度	596,160	71	55

3. 研究事業の目的

急速な高齢化や、疾病構造の変化に対応するとともに、健康寿命の延伸を目指す上で、生活習慣病対策は重要である。本研究事業は、科学的根拠を提供することにより、循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病対策分野に多面的に貢献するための科学的エビデンスの集積を目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「適切な睡眠・休養促進に寄与する「新・健康づくりのための睡眠指針」と連動した行動・習慣改善ツール開発及び環境整備」（令和3～5年度）では、睡眠に係る最新のシステムティックレビュー等に基づいて、健康づくりのための睡眠指針2014の改訂案を作成し、令和5年度に開催した「健康づくりのための睡眠指針の改訂に関する検討会」の資料として活用された。</p> <p>○「特定健康診査および特定保健指導における問診項目の妥当性検証と新たな問診項目の開発研究」（令和3～5年度）では、特定健康診査で使用される「標準的な質問票」の質問項目・回答選択肢の修正に資する資料を作成し、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会における審議において活用された。また、「標準的な質問票の解説と留意事項」については、最新の科学的知見やガイドライン等を踏まえ改訂を行い、その内容は、「標準的な健診・保健指導プロ</p>

グラム（令和6年度版）」に掲載された。

- 「循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーションの有効性の検証のための研究」（令和4～5年度）の成果を踏まえ、維持期・生活期リハビリテーションが脳卒中、心疾患いずれにおいても有効であることを明らかにし、維持期・生活期の適切なリハビリテーションの実施方法等について、医療従事者向けの「脳卒中・心血管病の維持期・生活期におけるリハビリテーションガイドブック」を作成するとともに、患者向けリーフレットとして、「心血管病の外來心臓リハビリ終了後の手引き」を作成し、研究班のウェブサイトへ公表し、市民公開講座にて周知を行った。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
26	119	17	3	170	15	1	0	17	58

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢化の進展、疾病構造の変化により、生活習慣病及びその合併症の増加が見込まれ、対策の社会的需要が高まっている。生活習慣病等に関する重要な科学的エビデンスを得る研究事業として、本研究事業の意義や必要性はきわめて高い。特に、我が国の主要な死亡原因である循環器病については、令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づいた対策を推進するために必要不可欠である。
効率性 の観点 から	本研究事業は、令和6年度開始の「健康日本21（第三次）」や令和5年3月に閣議決定された「第2期循環器病対策推進基本計画」の方向性にしたがって推進されており、「健康づくり分野」、「健診・保健指導分野」、「生活習慣病管理分野」と分類することで、それぞれの成果を効率的に施策に反映できる仕組みが構築されている。研究課題の評価においては、循環器病、糖尿病、健診・保健指導、公衆衛生学、栄養、看護、救急、歯科など多岐にわたる専門の委員を含めた評価委員会を開催し、専門的な評価を取り入れることにより効率的な研究事業の推進を図っている。

有効性の観点から	本研究事業の成果は、わが国の生活習慣病対策や健康づくりに対する施策の立案根拠として、「健康日本 21（第三次）」の推進に活用されるとともに、健康診査の項目や問診項目、健診実施体制の見直しに反映された。さらに循環器病については、健康寿命の延伸や循環器病の年齢調整死亡率の減少に資する研究の成果が、令和 5 年 3 月に閣議決定された第 2 期循環器病対策推進基本計画の策定に活用されるなど、有効性が高い研究課題が実施された。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

令和 6 年度開始の「健康日本 21（第三次）」の取組を進めるに当たり、各領域の施策の根拠となるエビデンスを収集する必要がある。

また、循環器病においては、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第 2 期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容に関する研究を推進する必要がある。

<参考> 令和 5 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「適切な睡眠・休養促進に寄与する「新・健康づくりのための睡眠指針」と連動した行動・習慣改善ツール開発及び環境整備」（令和 3～5 年度）

「循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーションの有効性の検証のための研究」（令和 4～5 年度）

成人版

推奨事項

- 適正な睡眠時間には個人差があるが、6時間以上を目安として必要な睡眠時間を確保する。
- 食生活や運動等の生活習慣や寝る前の環境等を見直し、睡眠体感を高める。
- 睡眠の不足・睡眠体感の低下がある場合は、生活習慣等の改善を図ることが重要であるが、病気が潜んでいる可能性にも留意する。

1 睡眠時間の確保について

睡眠時間が短いことによる健康へのリスク

- 睡眠時間が短縮に伴い、肥満^{1,2)}、高血圧^{1,2)}、糖尿病³⁾、心疾患^{1,2)}、脳血管疾患²⁾、認知症³⁾、うつ病⁴⁾などの発症リスクを高めることが、近年の研究で明らかになってきています。
- 日本の男性労働者約4万人を7年間の追跡した調査研究¹⁾では、睡眠時間が1日当たり6時間未満の人は、5時間以上の人と比べて、7年間の追跡期間中に肥満になるリスクが1.13倍、メタボリックシンドロームの発症リスクが1.08倍と有意に上昇することが報告されています。
- 日本の男性労働者2,282人を対象に14年間の追跡した調査研究²⁾では、睡眠時間が1日当たり6時間未満の人は、7時間以上8時間未満の人と比べて、心臓病、狭心症などの心血管疾患の発症リスクが4.95倍とすることが報告されています。
- さらに、睡眠時間が短いと、死亡リスクが高まるという報告もあり、これまで世界中で行われた研究を系統的に収集し、92万人分のデータを解析したところ、睡眠時間が6時間未満になると、死亡リスクが有意に上昇する結果が報告されています³⁾。
- 複数の自己申告に基づく調査研究から、7時間前後の睡眠時間の人が、生活習慣病やうつ病の発症及び死亡に及ぼすリスクが最も低く、これより長い睡眠時間もこれららのリスクを増加させることが報告されています⁴⁾。
- 脳波を用いた厳密な睡眠時間と床上時間を調査した研究では、40歳から64歳までの成人では、睡眠時間が短く

なるにつれて死亡率が増加することが明確に示されました⁵⁾。この世代は、睡眠不足傾向が顕著であり、十分な睡眠時間の確保が健康の保持・増進に重要と考えられます。

睡眠時間の現状

- 令和元年国民健康・栄養調査⁷⁾の結果によると、労働世代である20～59歳の各年代において、睡眠時間が6時間未満の人が約35～50%を占めており、睡眠時間が5時間未満の人に限定しても約5～12%と高率です(図1)。

適正な睡眠時間の目安について

- これまで明らかになった科学的知見に基づくと、成人においては、おおよそ6～8時間が適正な睡眠時間と考えられ、1日の睡眠時間が少なくとも6時間以上確保できるように努めることが推奨されます。
- ただし、適正な睡眠時間には個人差があり、6時間未満でも睡眠が充足する人もいれば、8時間以上の睡眠時間を必要とする人もいます⁸⁾。こうした個人差や日中の活動量による違いを考慮すると、成人では、8時間より1時間程度長い睡眠時間も適正な睡眠時間の範疇と考えられます。主要な睡眠研究者の意見をまとめ作成された適正な睡眠時間における米国の共同声明⁹⁾でも、成人では7～9時間の睡眠時間を概としながらも、それより短め(6時間～) および長め(睡眠時間～10時間) も許容されています⁹⁾。日中の眠気や睡眠体感に応じて、各個人に必要な睡眠時間を自ら探る必要があります。

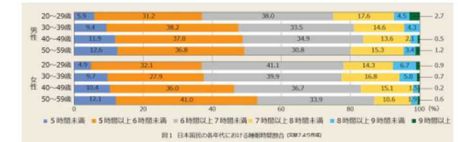


図1 日本国民の年齢別における睡眠時間割合 (2021年)

脳卒中と心血管病の維持期・生活期リハビリガイドブック

厚生労働省科学研究補助事業

編集

「循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーションの有効性の検証のための研究」研究班



心血管病の外來心臓リハビリ終了後の手引き

～健やかな生活を続けるために～

「脳卒中と心血管病の慢性期・生活期リハビリガイドブック」より
循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーション

循環器病の再発・悪化を防ぐためには、退院後だけでなく、その後の生活の中で、適切な生活習慣を維持することが重要です。

①生活習慣

●心臓リハビリの流れ

急性期 リハビリテーション → 回復期 (回復・再発・再発) リハビリテーション → 維持期 リハビリテーション

入院中 → 退院 → 回復期 → 維持期

回復期・維持期で「生活習慣」を身につけてください。

②生活習慣

●禁煙を続けよう

- たばこは、心血管疾患・脳梗塞の再発のリスクを高めます。
- 禁煙を実施しても、再度喫煙してしまう場合には、禁煙外来など専門家の支援を受けましょう。

●健康的な食習慣をつづける

- バランスの良い食事をこころがけましょう。
- 塩分は控えめにしましょう。
- 野菜やくだものを摂取しましょう (かつらが高いなどの理由で摂取を控える場合もあります)。
- 食事を楽しみましょう。

●再発・悪化の手引き!

1. 研究事業の基本情報

分野名	疾病・障害対策研究分野
研究事業名	女性の健康の包括的支援政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課女性の健康推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	55,000	10	4
令和4年度	55,000	8	4
令和5年度	55,000	8	5

3. 研究事業の目的

女性の健康に関して、ライフステージ毎に変化する心身の特性を踏まえ、生涯にわたる包括的な支援が求められており、本研究事業は、その体制整備を目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要									
① 目的とする成果が十分に得られた事例									
○「保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究」（令和3～5年度）では、前身となる研究班で作成された女性の健康教育と支援者養成のための資料を収納したウェブサイトの試作版をもとに、改訂・改良を行った。									
○「性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発の研究」（令和4～6年度）では、更年期の健康課題に関して、エビデンスの収集・整理を行い、更年期症状の発生状況や受療行動、治療等に関する実態把握を進めており、更年期世代のニーズをより詳細に把握し、性差に着目した新たな支援方法や対策を検討する際の基礎資料として活用されている。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発

0	3	31	2	17	2	0	0	0	0
---	---	----	---	----	---	---	---	---	---

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	これまで、わが国における女性の健康支援に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開され、研究においても、妊娠・出産や疾病等に着眼して進められてきた。このため、ライフステージごとに変化する女性の心身の特性を踏まえた取組や、生涯に渡る包括的な支援が十分に行われていない状態であり、その体制整備において早急な対応を図る必要がある。
効率性 の観点 から	医学的・生物学的視点のみならず社会的背景も踏まえ、小児期から性成熟期、出産期、更年期、老年期にわたる女性の生涯を通じた健康課題や切れ目のない健康支援に焦点を当てているため、産婦人科学、小児科学、老年医学、内科学等、多岐専門領域の委員で構成された評価委員会において、多角的な視点から効率性も踏まえて評価を行った。また、女性のライフコース全体を意識した課題の検討により、一部の時期に限定した個別の研究成果の導出とならないよう、効率的に研究が進められる体制とした。さらに、行政施策に直結する研究課題を厳選して設定することにより、研究成果を効率的に施策に反映させる仕組みが構築されている。
有効性 の観点 から	本事業の研究成果を、女性の健康に係る情報提供体制、ライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備など、女性の健康課題に対する政策立案に活用することにより、女性の直面する身体的・精神的困難の軽減を図り、包括的な健康支援につなげることができた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

人生の各段階に応じて心身の状態が大きく変化するという特性を踏まえた、生涯にわたる女性の健康支援のためには、医学的・生物学的視点のみならず社会的背景も踏まえた研究課題の設定や、研究課題間の連携も意識し、より効率的な研究体制の整備を進め、施策への反映を図る必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究」
(令和3～5年度)

40代から健康で美しく過ごすための
女性のヘルスケア・チェック

40代女性の健康チェックポイント

- ① 骨粗鬆症
- ② 加齢に伴う骨密度の低下を抑制する
- ③ 閉経後に加齢による骨密度の低下、骨粗鬆症の発症リスクを減らす
- ④ 高血圧・高脂血症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を予防する
- ⑤ がんリスクの低下に努める
- ⑥ 骨粗鬆症・高血圧・糖尿病・脂質異常症の予防に努める
- ⑦ がん予防に努める
- ⑧ がん検診を受ける
- ⑨ がん予防に努める
- ⑩ がん検診を受ける
- ⑪ がん予防に努める
- ⑫ がん検診を受ける

骨粗鬆症
予防のポイント

健康寿命を伸ばそう！
40代からの女性のヘルスケア

健康寿命を伸ばそう！40代からの女性のヘルスケア

健康寿命を伸ばそう！40代からの女性のヘルスケア

健康寿命を伸ばそう！40代からの女性のヘルスケア

健康寿命を伸ばそう！40代からの女性のヘルスケア

健康寿命を伸ばそう！40代からの女性のヘルスケア

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	難治性疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	1,776,460	103	88
令和4年度	1,776,460	91	88
令和5年度	1,776,460	91	88

3. 研究事業の目的

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療（トランジション）の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>新規指定難病の追加の根拠となる科学的知見を提供し、LMNB1 関連大脳白質脳症（治験を目的とした成人発症白質脳症のレジストリーと評価方法に関する研究：R3～R5年）、原発性肝外門脈閉塞症（難治性の肝・胆道疾患に関する調査研究：R5～R7年等）、出血性線溶異常症（血液凝固異常症等に関する研究：R5～R7年）、ロウ症候群（小児腎領域の希少・難治性疾患群の全国診療・研究体制の構築：R5～R7年）、PURA 関連神経発達異常症（稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究：R5～R7年等）、極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症（新生児スクリーニング対象疾患等の先天代謝異常症の成人期にいたる診療体制構築と提供に関する研究：R5～R7年）、乳児発症 STING 関連血管炎（自己炎症性疾患とその類縁疾患における、移行期医療を含めた診療体制整備、患者登録推進、全国疫学調査に基づく診療ガイドライン構築に関する研究：R5～R7年等）が第54回・第55回・第56回・第57回指定難病検討委員会において指定難病の要件を満たすと判断された。</p>
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例</p>

該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (令和5年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
271	715	251	184	996	188	6	1	37	569

5. 研究成果の評価

必要性の 観点から	<p>難病および小児慢性特定疾病等の医療水準の向上と患者の QOL 向上のための研究を推進すべきである。具体的には、診断基準、重症度分類、医療の均てん化に資する診療ガイドライン等の作成や改訂、学会や患者会等と連携した様々な普及啓発活動、患者の療養生活環境整備や QOL 向上に資する成果、適切な医療提供体制の構築等を強化すべきである。また、引き続き、新たな指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行う予定であるため、幅広く希少・難治性疾患に関する情報の収集を継続する必要がある。</p>
効率性の 観点から	<p>本研究事業の研究班により全ての指定難病の研究が行われ、指定難病以外の類縁疾病や、小児慢性特定疾病等についても広く研究対象となっており、各研究班が担当する疾患が明確に設定された。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児の研究者と成人の研究者の間で十分な連携が図られた。さらに、AMED の難治性疾患実用化研究班で得られた成果を当事業の関連研究班で取りまとめてガイドライン作成に活用された。このように研究者、研究班、研究事業の間で適切な連携体制が構築され、研究対象や研究内容の重複等がないよう、効率的な事業運営が行われた。</p>
有効性の 観点から	<p>各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践した。さらに、法や制度の見直しに資するエビデンスの提供も行われ、患者、行政にとって有用な成果が得られた。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

難病法・改正児童福祉法の法改正に係る審議会において指摘されていた小児慢性特定疾病の自立支援事業や移行期医療の充実に向けた研究を指定研究との連携のもとで推進する必要がある。具体的には、「小児慢性特定疾病児童等の自立支援に資する研究」（令和3～5年度）で行った研究内容を「難病患者の総合的地域支援体制に関する研究」（令和4～5年度）でアップデートを予定している「小児慢性特定疾病児童等の成人移行支援コアガイド」に反映させるなどの連携を行っているが、この取り組みをさらに強化する必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

(例) 難治性血管炎の医療水準・患者
QOL向上に資する研究
(令和5年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	腎疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	69,200	4	4
令和4年度	69,200	4	4
令和5年度	69,200	7	4

3. 研究事業の目的

慢性腎臓病（CKD）における医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図る。具体的には2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で10%減少）とすることを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築」（令和4～6年度）において、CKD対策ブロック会議を実施し、対策の進捗や問題点を検討した。また、「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究」（令和4～6年度）と連携し、各都道府県におけるCKD診療連携体制構築の取り組み、腎臓専門医数、腎臓病療養指導士数、新規透析導入患者数等のCKD診療に係る重要な指標の年次推移等を研究班のホームページで公開した。

「慢性腎臓病（CKD）患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究」（令和5～7年度）において、多職種連携療養指導のエビデンス構築のために、研究の追加解析・二次調査案の検討を進めた。

「医療者および患者の視点から見た災害に備えた透析患者の情報管理と体制整備に関する研究」（令和5～7年度）において、災害時の透析情報の過不足の確認や多職種それぞれの視点からの解析のために、透析施設の医療スタッフへヒアリングを行った。

「ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究」（令和5～7年度）では、腎移植患者の実態について調査を行い、就労支援に繋ぐ資料作成を目指した。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」（平成30年7月）（以下、「報告書」という）及び「腎疾患対策検討会報告書に係る取組の中間評価と今後の取組について」（令和5年10月）では、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図るなどを全体目標とし、地域におけるCKD診療体制の充実や2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で約10%減少）とするなどが成果目標（KPI）とされており、報告書に基づいた腎疾患対策を実行するために本研究事業は必要不可欠である。また本研究事業の成果の活用により、患者のQOLの向上とともに医療経済上の効果も期待できる。
効率性 の観点 から	「報告書」が自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となっており、効率的に研究を実施できる体制が整備されている。また「報告書」のKPIに沿って研究班内で分科会を構成しており、効率的に進捗管理を行っている。
有効性 の観点 から	メディカルスタッフを含む関連学会や疫学者などを加えたオールジャパン体制を構築し関連団体や行政との連携を図り、「報告書」に基づく対策について評価指標等を用いた進捗管理および地域ごとの取組の取りまとめ・評価、好事例の解析・横展開を行った。研究班間の連携により、地域ごとの好事例を評価し、オールジャパン体制で共有・横展開を行うことで、目標実現の可能性が向上することが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関するオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政等との連携を図るとともに、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベースなどを活用した事業の進捗を評価する指標を検討し、導入することが望まれる。さらに、地域での診療連携体制構築を目指す研究班や地域における透析導入数減少目標を設定した自治体と連携して、地域別対策モデルを立案・実行したうえで全国的な横展開を行う必要がある。

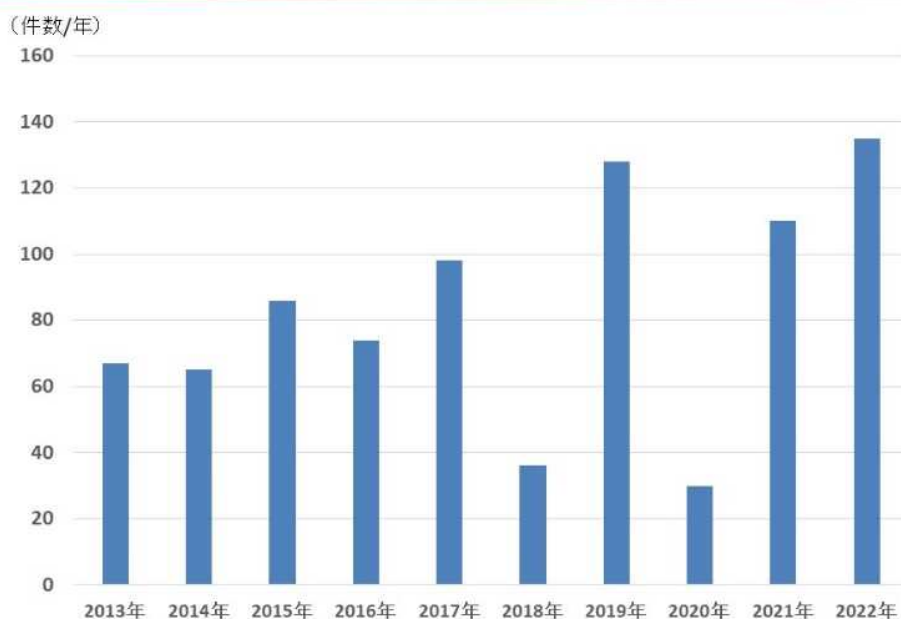
<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

CKD 普及啓発活動の推進

日本腎臓病協会と連携し、全国でCKD普及啓発のイベントをコロナ禍以前のレベルまで実施した。各地の具体的な取り組みをCKD対策支援データベースに収納し、公開した。

腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究（令和4～6年度）

日本腎臓病協会等が開催するCKD啓発イベント(全国)



CKD 啓発イベントの実施数は新型コロナ蔓延時は一時減少したが、長期的にみると増加傾向にある。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	免疫アレルギー疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	73,947	17	11
令和4年度	73,947	12	11
令和5年度	73,947	11	11

3. 研究事業の目的

免疫アレルギー疾患においては、その罹患率の高さも含め社会問題化してきたことを踏まえ、アレルギー疾患対策基本法が施行された。基本法の下定められている基本指針等を踏まえ、医療連携体制の整備や、予防、診断及び治療方法の評価等を行い医療水準の向上を目指す。また、免疫アレルギー疾患患者が安心して生活する上で欠かせない社会的ニーズに応えることを目的とした研究を推進する。本研究事業で得られた成果をガイドライン等に反映させることで、免疫アレルギー疾患に関わる医療全体を向上させる。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築」（令和3～5年度）では、本研究事業の研究の方向性、観点を設定する上で参照している免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の前半5年間の研究実績に対して、各戦略の定める研究事項に対してどのような成果・課題があったか等を評価できた。10か年戦略は中間評価及び見直しを行うことと定められており、令和6年度アレルギー疾患対策推進協議会にて取りまとめる予定であるが、本研究班において協議会で検討対象とする中間評価報告書の素案を作成した。 ● 「食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立と普及を目指す研究」（令和3～5年度）においては、食物アレルギーに対して、診断に不可欠な食物経口負荷試験の内容および診療自体の知見をアップデートした手引き2点（①食物経口負荷試験の手引き2023、②食物アレルギーの診療の手引き2023）を作成し

た。ナッツ類に対する食物アレルギーや成人の食物アレルギーの有病率、好酸球性消化管疾患のような食物アレルギーの類縁疾患の有病率が顕著に上昇するなど、疾病構造の変化が進行している食物アレルギーの診断と治療に資する基礎的な知見が継続的にアップデートされたことによって、医療水準の向上と均てん化に貢献することが期待される。

- 「関節リウマチ診療ガイドライン改訂による医療水準の向上に関する研究」
 (令和4～5年度)においては、生物学的製剤をはじめとした新薬が近年増加しており、知見のアップデートが進んでいる関節リウマチに対する診療ガイドラインを改訂し、令和6年5月に発刊した。この成果は、関節リウマチ対策の施策である、平成30年のリウマチ等対策委員会報告書に記載されている対策の柱「①医療の提供等」のテーマである「診療の標準化・均てん化」に直結するものである。
- 「移行期JIAを中心としたリウマチ性疾患における患者の層別化に基づいた生物学的製剤等の適正使用に資する研究」(令和3～5年度)では、小児期と成人期での生物学的製剤使用の相違点を明らかにするために、移行期JIA(若年性特発性関節炎)における生物学的製剤の診療ガイドライン等の指標の作成・公表を最終目標として研究が進められ、メディカルスタッフのためのJIA患者支援の手引きを完成させ、日本リウマチ学会HPにフリーダウンロードが可能な形で掲載され、全国のリウマチ診療に活用され、医療水準の向上、均てん化に資することが期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
 該当なし。

(2) 論文数などの業績(令和5年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	20	0	0	26	15	0	0	4	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	アレルギー疾患対策の特徴として、有病率が高いために全国の医療機関で患者がアレルギー疾患について相談・診療・適切な医療機関への紹介を受けられるような体制の整備に係るニーズが高いこと、誤った情報が流布しやすく、正しい情報提供を行う機会を増やす必要があることが挙げられる。特に、医療提供体制は、平成29年のアレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会で取りまとめられ、全国の
------------------	--

	<p>都道府県でアレルギー疾患の専門診療ができるように整備を開始し、令和3年度末に全都道府県に拠点病院が指定されたばかりであることから、今後は拠点病院とその周辺の病院との連携を基盤とする診療体制の整備を引き続き推進していく必要がある。また、保健指導等の地方公共団体での国民に対する普及啓発活動に資する情報媒体の作成も、地方公共団体でのニーズや課題を把握し、関係学会と密接に連携して、高い機動性のもとで着実な成果を得ることは、本研究事業によって実現可能である。</p> <p>免疫疾患（関節リウマチ）においては、全国の医療水準向上と均てん化を進めることや、既存のリウマチ対策の取組でカバーできていない患者とその周囲の人々のニーズを調査し、対応できるよう知見を蓄積することは本研究事業によって実現可能である。今回成果物として得られた「若年性特発性関節炎患者支援の手引き」、「関節リウマチ診療ガイドライン 2024」は、いずれもそのニーズを十分に満たす研究成果であった。これらの観点から、今年度の成果を見ると、いずれも医療水準の向上や均てん化に大きく貢献できると期待される。</p>
効率性の観点から	<p>4.(1)①に挙げた研究成果は、いずれも当初予定したとおりの成果であった。食物アレルギーや関節リウマチなどのニーズの大きい研究テーマでは、研究期間が終了した研究班の成果の活用と課題への対応を円滑に推進するために、拠点病院による研究協力体制を活用しながら適切に知見を共有できるようにコミュニケーションをとった上で後続の研究課題に引き継ぐことによって、効率的に成果を得ている。また、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針で掲げる施策について、研究班と研究事業担当者間で共有し、成果の活用方針についても意見交換を研究前、研究中（班会議への出席）で実施できており、施策に活用しやすい成果を効率的に得ている。</p>
有効性の観点から	<p>特に4.(1)①で挙げた成果は、臨床現場での医師の臨床での判断や方針決定に大きく影響するものであり、インパクトの高い効果を有している。また、研究者は我が国における免疫アレルギーの臨床・基礎研究の第一線で活躍しており、研究課題の目標を達成する能力は高い。また研究者間での協力体制は、円滑な連携が図られており、有効な研究成果が多く得られており、継続的に効率的かつ効果的に研究を実施することによって質が向上しており、若手研究者も積極的に参入させた研究班が多かったことから、本分野の研究に貢献する人材を養成する好機ともなっていた。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

食物アレルギーは、上述の通り疾病構造の変化が続いているため、知見のアップデートを継続する必要がある。関節リウマチについては、診療水準の向上と均てん化、正しい情報提供の推進に資する資材を近年継続的に発出してきたが、これらが実際に社会実装されてニーズに合わせて活用されているかどうかを評価していく必要がある。また、令和8年度にはアレルギー疾患対策基本指針の改正に係る議論を予定しており、それまでの研究成果が、アレルギー疾患対策にどのように貢献し、課題解決が進んでいるか評価する必要がある。また、花粉症対策においては、令和5年度に開催された、「花粉症対策に関する関係閣僚会議」で取りまとめられた、発症・曝露対策を推進していく必要がある。花粉症の特徴は、幅広い年齢層での有病率が上昇していること、それによる実態把握が困難であること、根治が難しいこと、労働生産性を低下させることなどから、社会的影響の大きさが指摘されている。花粉症を取り扱う既存の研究班においては、以上の課題の解決に資する成果を得るよう、研究事業担当者と研究班の間で綿密に連携して取り組む必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立と普及を目指す研究（令和3～5年度）

- ①食物経口負荷試験の手引き 2023
- ②食物アレルギーの診療の手引き 2023



移行期 JIA を中心としたリウマチ性疾患における患者の層別化に基づいた生物学的製剤等の適正使用に資する研究（令和3～5年度）

- ・若年性特発性関節炎患者支援の手引き



関節リウマチ診療ガイドラインの改訂による医療水準の向上に関する研究（令和4～5年度）

・ 関節リウマチ診療ガイドライン

2024



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	移植医療基盤整備研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課 移植医療対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	51,432	7	7
令和4年度	54,432	7	7
令和5年度	54,432	8	7

3. 研究事業の目的

移植医療は、患者にとって疾患の根治を目指す重要な治療法である一方で、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立する医療でもあり、その意思を最大限尊重する必要がある。ドナーやレシピエントにかかる身体的・心理的・経済的負担を軽減することが移植医療における大きな課題であり、また、ドナーの安全性を確保しつつ、適切な提供の推進を図ることが必要不可欠である。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「小児からの臓器提供にかかる基盤整備と普及・教育システムの開発に関する研究」（令和3～5年度）では、臓器提供時における虐待の疑いの除外に係る課題を抽出した。その結果をもとに令和4年7月20日に「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針の改正が行われた。 ●「行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植啓発モデルの構築に関する研究」（令和4～6年度）では、各都道府県やメディア等と協働して実施されている普及啓発事業の成果を分析し、行動科学に基づく啓発活動マニュアル海外渡航移植のリスクに関する啓発動画を作成した。このマニュアルは令和5年度国庫補助事業（都道府県支援事業）で活用される予定である。 ●「臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究」（令和5～7年度）では、海外渡航移植者の調査を行い、海外渡航移植後の患者数や渡航先の実態を明らかにした。この結果から海外渡航移植後患者が一定数存在することが明らかとなった。

- 「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関わる医療の評価に関する研究」(令和5～6年度)では、脳死下臓器提供が可能な医療機関(895施設)に対し、各施設の令和5年の脳死による死亡が疑われる患者数、そのうち脳死下臓器提供の情報提供が行われた患者数等の調査を行った。これにより、脳死が疑われるも脳死判定がされておらず、臓器提供の情報提供がされていない事例が多数存在すること、「家族に確実に臓器提供に関する情報提供を行うための体制の構築」が必要なことが明らかになった。この調査は令和6年度の診療報酬改定の際の基礎資料として活用された。
- 「良質な臍帯血の効率的な採取と調製保存ならびに移植に用いる臍帯血の選択と安全性に関わる運用に関する研究」(令和3～5年度)の結果を元に「移植に用いる臍帯血の品質確保のための規準に関する省令の運用に関する指針(ガイドライン)」の見直しが行われる予定である。
- 「骨髄バンクドナーの提供体制強化と若年ドナーの確保・リテンションへ向けた適切な介入方法の確立のための研究」(令和4～6年度)では、スワブ検査手法を取り入れた新規ドナーWEB登録システムが若年ドナーの確保に有用であることを示した。また、ドナー登録のための説明動画を作成し、登録時のドナー負担軽減策の1つとして活用された。
- 「効率的でドナーの負担軽減に資する末梢血幹細胞採取法の確立と非血縁者間末梢血幹細胞移植の治療成績向上のための研究」(令和5～7年度)において、ドナー負担軽減につながる資材の作成や安全情報検索等のシステムが構築され、末梢血幹細胞移植の普及に寄与した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績(令和5年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>「臓器の移植に関する法律」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の中では、レシピエント・ドナー双方にとって安全で公平な医療基盤を確立することが求められており、本研究事業は、臓器と造血幹細胞の適切な提供体制の構築、国民の信用に足る良好な治療成績の達成のために重要である。また臓器移植、造血幹細胞移植</p>
---------------------------	---

	<p>ともに 社会全体の理解と協力を得るために、継続して適切な普及啓発活動を行う必要があり、そのための研究が不可欠である。</p> <p>特に臓器移植については、本人・家族の臓器提供の意思を適切に汲み取り、円滑に臓器移植につなげることが重要である。また造血幹細胞移植については、若年層のドナー確保、コーディネート期間の短縮、末梢血幹細胞移植の普及、臍帯血の安定的な確保などの課題に取り組む必要がある。</p>
効率性の観点から	<p>臓器移植分野においては、提供施設と移植施設及びあっせん機関等が、造血幹細胞移植分野においては、全国の医療機関、バンク、コーディネート施設・支援機関等が、連携して課題やニーズを調査し、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われた。また、研究成果も速やかに共有され、効率的に現場に還元された。さらに、レシピエント・ドナー双方に適切な医療を提供することを可能とする課題に優先的に予算を配分し、研究事業全体として効率的に研究を遂行した。</p>
有効性の観点から	<p>臓器移植分野では、国内外の移植医療の実態を調査することにより、臓器提供・移植の推進を妨げる新たな課題が抽出された。造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関に共有され、移植医療基盤の改善に役立てられた。引き続き基盤整備の効果を評価しながら事業を継続し、国民の理解と協力を得ながら、臓器提供数の増加、造血幹細胞の適切な時期での提供に特に重点を置いて移植基盤を整備していくことが重要である。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>臓器移植分野では、臓器提供から臓器移植までのプロセスにおける課題の抽出や解決、それに基づく医療施設の基盤整備が重要である。科学的根拠に基づいた普及啓発の方法の検討、都道府県等の単位での新たな普及啓発モデルの幅広い展開、またこれまでの研究成果を評価した上で、より一層移植医療を推進するための戦略の策定に取り組んでいく必要がある。</p> <p>造血幹細胞移植分野では、医療のデジタル化を活用しつつ、幹細胞の採取・提供に至るドナーを継続的に確保し、造血幹細胞提供体制を強化する必要がある。より質の高い臍帯血を移植待機者に提供するための検討を進めることや、国民の協力と理解を得ながら実効性のある普及啓発活動を全国展開し、移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保されるべきである。</p>
--

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

適切な末梢血幹細胞採取法の確立及びその効率的な普及による非血縁者間末梢血幹細胞移植の適切な提供体制構築と、それに伴う移植成績向上に資する研究（令和2～4年度）

「臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究」（令和5～7年度）

日本骨髄バンク ドナー適格性判定基準

【報告】 海外渡航移植患者の実態調査の結果

- 回答数：203施設 280診療科（うち腎臓171 肝臓87 心臓11 肺11）
- 渡航移植患者の診療を実施している施設 88施設 111診療科（腎臓71 肝臓29 心臓9 肺2）
- 令和5年3月31日時点での移植後の外来通院患者数 31,684名（国内で臓器移植を受けた患者1,141名を含む）
- 渡航移植患者数：543名
 - 生体ドナー：42名（腎臓36名 肝臓6名）
 - 死体ドナー：416名（腎臓131名 肝臓135名 心臓148名 肺2名）
 - 不明：85名（腎臓83名、肝臓2名）
- 渡航先
 - 米国 227名（うち腎臓58名 肝臓36名 心臓131名 肺2名）
 - 中国 175名（うち腎臓140名 肝臓34名 心臓1名）
 - オーストラリア 41名（うち肝臓41名） フィリピン 27名（うち腎臓27名）
 - ドイツ 13名（うち肝臓2名 心臓11名） コロンビア 11名（うち肝臓1名）
 - ベラルーシ 5名（うち肝臓5名） インド 4名（うち腎臓3名 肝臓1名）
 - パキスタン 4名（うち腎臓4名） スウェーデン 4名（うち肝臓4名）
 - カナダ 4名（うち肝臓1名 心臓3名） ベトナム 3名（うち腎臓3名）
 - 韓国 3名（うち腎臓2名 肝臓1名） ブルガリア 2名（うち腎臓2名）
 - タイ 2名（うち腎臓1名 肝臓1名） イギリス 2名（うち心臓2名） トルコ 1名（うち腎臓1名）
 - カザフスタン 1名（うち腎臓1名） メキシコ 1名（うち腎臓1名） ブラジル 1名（うち腎臓1名）
 - カンボジア 1名（うち腎臓1名） 台湾 1名（うち肝臓1名） アルゼンチン 1名（うち肝臓1名）
 - エジプト 1名（うち肝臓1名） イタリア 1名（うち肝臓1名）
 - 不明 7名（うち腎臓5名 肝臓2名）
- 過去5年間^(*)に移植臓器の機能不全又は死亡のため当該医療機関への外来通院が中止となった事例の、臓器から臓器の機能不全および死亡に至るまでの期間 ^(*) 移植実施時期が5年以上前の事例も含まれる。
 - 移植臓器の機能不全 25名（0-22年）、死亡 38名（0-25年）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「障害・疾病対策研究分野」
研究事業名	慢性の痛み政策研究事業
主管部局（課室）	健康局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	76,150	3	3
令和4年度	76,150	4	4
令和5年度	76,150	4	4

3. 研究事業の目的

慢性の痛みに対する痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、さらに地域医療との連携を行い、全国の慢性の痛み医療の均てん化、及び水準の向上を図る。また、痛みセンターでの診療に関するレジストリの活用、慢性の痛みに関するガイドラインの普及等を行う。さらに疾病の原因、予防法の検討及び疾病の診断法・客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施し、患者の QOL の向上、診療の質の向上を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要				
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）において、健康局にて実施している慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業と連携した教育研修を通じた人材育成と、慢性疼痛患者のデータベースの構築を行った。また痛みセンターを令和5年度末時点で全国39箇所まで拡大した。慢性疼痛総合対策の普及・啓発（総合的な痛み情報ポータルサイトのホームページ）と地域の各痛みセンターの診療（検査、治療）の状況をアップデートした。				
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。				
(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）				
原著論文 （件）	その他の論文 （件）	学会発表 （件）	特許等 （件）	その他 （件）

和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
12	15	14	3	19	3	0	2	2	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	多くの国民が抱える慢性の痛みが QOL の低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について（提言）」（平成 22 年 9 月）に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポン一億総活躍プランや骨太の方針に慢性疼痛対策が取り上げられており、その一層の充実が求められている。慢性疼痛診療システム構築モデル事業（平成 29～令和元年度）、慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業（令和 2～4 年度）において構築した診療体制を活用し、令和 5 年度から健康局において慢性疼痛診療システム均てん化等事業を開始しており、本研究事業との連携の下に地域での慢性疼痛診療体制の構築と普及・充実化を推進し、全国的な均てん化につなげる必要がある。
効率性 の観点 から	研究班において、器質的な面のみならず、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、臨床心理士や理学療法士なども含む多職種連携体制で、多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターの条件を整理し、診療体制の構築に寄与した。また痛みセンターにおいて、診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群の抽出、診療に関するエビデンスの集積を効率的・効果的に実施し、慢性疼痛の研究の推進と診療の普及が図られた。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果を活用することによって、痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及し、慢性疼痛の早期診断、早期治療が可能となり、より身近な医療機関で適切な医療を提供できるようになった。また多職種連携による介入により患者の QOL が改善し、就労困難状態から社会復帰するケースもあり、医療経済的な貢献についても期待できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

レジストリ構築、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンス蓄積、原発性疼痛疾患や慢性疾患に伴う疼痛、中枢機能障害性疼痛等の多角的な視点の研究、慢性疼痛診療ガイドラインの普及を進める必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）

LINEアプリ「いたみん」とは

LINEアプリ「いたみん」は、慢性の痛み情報センターが提供する、痛みについて自動でやりとりができるAIチャットボットです。「痛み」に関する様々な情報を発信していきますので、ぜひ「友だち」追加登録をお願いします。

ご利用方法

(友だち追加方法)



QRコードを読み取って友だち追加



LINE IDで「いたみん」あるいは「@itamin」と検索

友だち追加

スマートフォンから「友だち追加」ボタンをタップして登録

(別ウィンドウで外部サイトが開きます。こちらからQRコードを読み込み、「いたみん」を友だちに追加してください。)

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	長寿科学政策研究事業
主管部局（課室）	老健局総務課
関係部局	老健局老人保健課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	264,562（※1）	15	13
令和4年度	93,562	21	14
令和5年度	93,562	13	12

※1 令和3年度の予算額、採択件数は、当初予算（93,562千円、12件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）からの配分額（171,000千円、1件）の合算である。

3. 研究事業の目的

高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要介護者に対する疾患別リハビリテーションから維持期・生活期リハビリテーションへの一貫したリハビリテーション手法の確立研究（令和2～5年度）」 <p>医療保険の疾患別リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションに移行した際に、医療機関のリハビリテーション実施計画書を入手しているのは44%に留まるなど、リハビリテーションにおける医療介護連携が不十分な点があることが示唆された。得られた知見は社会保障審議会（介護給付費分科会）での検討に用いたほか、疾患別リハビリテーション終了後に効果的な生活期リハビリテーションを実施するための介入方法をまとめた「介護領域のリハビリテーション手法手引き書」を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「薬学的視点を踏まえた自立支援・重度化防止推進のための研究（令和4～5年度）」

訪問薬剤管理指導においてポリファーマシー対策を含む薬学的管理を行うためには、在宅医療・介護に関わる多職種との連携が重要であるが、実際に薬剤師が情報提供を行っているのは看護職などの一部の職種に限られることや、薬剤師による患者情報の収集が十分に行われていないことなどの課題が確認された。そこで薬剤師が在宅医療・介護でよりよい多職種連携を行うため、必要な知識や情報収集するにあたってのポイント、多職種連携する際の留意点などをまとめた「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」を作成した。本ガイドは、令和6年度診療報酬・介護報酬改定において訪問薬剤管理指導の実施にあたり活用される予定である。

- ・「生活期におけるリハビリテーション・栄養・口腔管理の協働に関するケアガイドラインおよびマニュアルの整備に資する研究（令和4～5年度）」

要介護高齢者におけるリハビリテーション、栄養、口腔管理とその複合介入に関しシステムティックレビューを行い、要介護高齢者のADLや栄養状態、口腔状態が悪化する原因や改善に資する介入方法等についての科学的知見を得た。これらの知見を元に、「リハビリテーション・栄養・口腔管理の協働に関するケアガイドライン」及び「ケアマニュアル」を作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	4	2	0	14	6	0	0	1	5

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出するとともに、政策を効果的に推進できるよう多様なニーズに対応できる介護サービスの充実や保険者である自治体等が科学的根拠に裏付けられた介護予防事業の展開ができるよう、課題の解決に資する研究成果の創出を行っており、我が国の介護分野における政策上の課題解決のため必要である。
------------------	--

効率性の観点から	<p>高齢化の進む中、高齢者の自立支援・重度化防止の取組は必要性が高く、令和5年度の成果としては医療と介護のリハビリテーション連携について現状を分析し、介護領域における効果的なりハビリテーション手法を集約した「介護領域のリハビリテーション手法手引き書」が作成されたほか、「リハビリテーション・栄養・口腔管理の協働に関するケアガイドライン」及び「ケアマニュアル」が作成されるなど、政策に必要な研究成果が得られた。</p>
有効性の観点から	<p>第三者である外部専門家による事前評価、中間評価及び事後評価を実施することによって、これまでに蓄積されたエビデンスが反映された研究計画が策定され、事業計画・実施体制の妥当性と効率性を確認した上で研究が遂行された。また、研究期間中は研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通じた定期的な進捗管理を行うとともに、関連性のある研究班の担当者間での相互連携を図り、研究を効率的に推進することができた。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>本研究事業では、当初の目的及び計画に沿って取組を実施できた。本研究事業においては、引き続き、高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出し、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法や限られた資源の中で効果的・効率的にサービス提供できる体制・手法等の開発を推進するとともに、科学的な視点から研究を実施するのみならず、今後の審議会等での議論や最新の制度改正等も踏まえた上で取り組まなくてはならない。また、今後の課題としては、質の高い介護サービスの提供及び第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、PDCAサイクルの好循環を推進するために、科学的介護情報システム（LIFE）等を活用し、エビデンスに基づく指標開発及び介入手法の標準化を実施していく必要がある。</p>
--

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「要介護者に対する疾患別リハビリテーションから維持期・生活期リハビリテーションへの一貫したリハビリテーション手法の確立研究（令和2～5年度）」



「薬学的視点を踏まえた自立支援・重度化防止推進のための研究（令和4～5年度）」



「生活期におけるリハビリテーション・栄養・口腔管理の協働に関するケアガイドラインおよびマニュアルの整備に資する研究（令和4～5年度）」



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	認知症政策研究事業
主管部局（課室）	老健局総務課
関係部局	老健局認知症施策・地域介護推進課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	122,608	18	10
令和4年度	122,608	17	9
令和5年度	122,608	13	9

3. 研究事業の目的

本研究事業は、令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に沿って、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができること、具体的には、全ての認知症の人が、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができること、意見表明・社会参画の機会確保により個性・能力を十分発揮できること、本人の意向が十分尊重され良質・適切な保健医療・福祉サービスが提供されること、本人・家族等への支援により地域で安心して日常生活を営むことができること、共生社会の実現に資する研究等を推進し科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できることなど、共生社会の実現に向けた、政策課題への具体的対応を目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>「療養場所の違いに応じた認知症者のエンドオブライフ・ケア充実に向けての調査研究」（令和3～5年度）では、最期の療養の場の違いに応じた「認知症の緩和ケア実践ガイドライン」と「認知症を有する人のためのエンドオブライフ・ケア」を策定し、共生社会を実現する認知症基本法の理念に沿って、最期まで本人の意思をくみ取ったケアの実現と社会参加に向けた臨床実践の方向性を示した。</p> <p>「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」（令和3～5年度）では、実態が解明されていない認知症者に併存する疾患に関するシステマティ</p>

ックレビューを行い、「認知症の併存疾患管理ガイドブック」執筆・出版を通して、医療介護従事者に対して認知症の併存疾患への適正な医療提供の在り方を示した。

「軽度認知障害（MCI）の人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」（令和3～5年度）では、MCI進行予防のための実践的な介入方法を手引きとして作成し、手引きを用いた介入の効果判定を示し、全国で実施されている認知症予防教室の質向上のために活用されることが期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

（2）論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
7	115	2	0	142	18	0	2	3	3

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業は、認知症施策の基盤となる統計学的調査や、適時・適切な医療・介護等の提供につながる手法の開発・検証、認知症者や介護者の実態調査をはじめ、認知症の予防法、診断・治療法、介護モデル等の開発などを行っている。これらは、2024年1月に施行された認知症基本法の柱である「共生社会の実現に資する認知症に関する研究等の推進」において、施策に係る実態把握や課題抽出等のための研究であり、政策上の課題を解決するものであり、必要不可欠なものである。
効率性 の観点 から	評価委員会において、事業計画・実施体制の妥当性と効率性が確認された研究課題が採択された。また研究課題は、既存の蓄積されたエビデンスを活用して効率的に遂行され、かつ新規性が期待できるものが設定された。さらに、研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通じた定期的な進捗管理を行うとともに、関連性のある研究班の間の打合せによる相互連携を図り、研究を効率的に推進することができた。
有効性 の観点 から	本研究事業は、今後の認知症施策の課題、規模など、施策の方向性の検討に有効な課題を設定している。また、大綱や基本法に掲げる「共生」と「予防」という観点から認知症の人への地域での支援体制

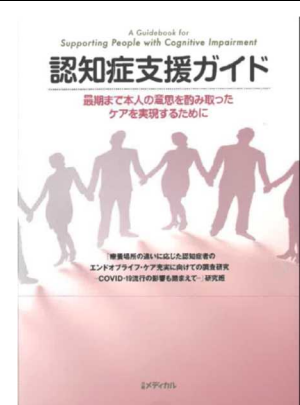
や、適切な医療・介護の提供、重症化予防の方策・支援など多様なテーマを扱っており、これらの研究成果が施策に反映されることで、認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を暮らせる社会の構築に貢献することが期待される。さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の促進及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、科学的知見に基づく研究の成果を広く国民が享受できる環境整備に資する。

6. 改善すべき点及び今後の課題

今後の認知症・軽度認知障害数の増加に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後とも認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことによってより一層効率的に研究を推進する必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「療養場所の違いに応じた認知症者のエンドオブライフ・ケア充実に向けての調査研究」（令和3～5年度）



「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」（令和3～5年度）



「軽度認知障害（MCI）の人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」（令和3～5年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	障害者政策総合研究事業
主管部局（課室）	社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課、健康局難病対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	613,503	64	56
令和4年度	613,503	64	56
令和5年度	613,503	52	49

3. 研究事業の目的

わが国の障害者数は人口の約9.3%に相当するとされており、増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、高齢化も進んでいる。この現状に鑑み、障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できるよう実施している多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
○「療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究」（令和4～6年度）において自治体における療育手帳判定業務の軽減につながるICD-11に準拠した療育手帳の判定ツールの（ABIT-CV）の開発を行った。
○「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」（令和5年度）では、地域生活支援拠点等の整備とコーディネーターの配置促進が求められる状況において、人口規模等に偏りが出ないように配慮しつつ、全国各地での多様な運用状況からコーディネーターの役割等を抽出して拠点コーディネーターガイドブックが作成された。
○「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」（令和5～7年度）では、補装具費支給制度に係る令和6年度告示改正に向け、補装具の原

材料価格、仕入価格及び人件費についての調査を迅速に行い、補装具評価検討会における基準額改定のための基礎資料を作成した。

- 「真のニーズに基づく支援機器の開発・事業化を実現するための 出口・普及を想定した支援ネットワークモデル構築のための研究」（令和4～5年度）では、支援機器の開発・事業の効率化を図り、持続可能な体制を構築するための具体的な手法としてガイドブックを作成、開発支援ネットワークモデルを明確にした。
- 「摂食障害に対する標準的な治療方法（心理的アプローチと身体的アプローチ）とその研修方法の開発及び普及に資する研究」（令和3～5年度）では、神経性やせ症に対する治療法の有効性の実証を行い、治療マニュアルの作成や、マニュアルを用いた研修システムの構築を行った。
- 「退院後の地域生活を見据えた切れ目ない診療モデルの普及と地域生活支援体制の構築に向けた研究」（令和3～5年度）では、精神科医療機関を対象とした調査を行い、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する精神科医療機関の最適な人的配置や地域との連携の普及に向けた診療モデルを提案した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

- 「失語症者の社会実態を踏まえた障害認定基準の検証と失語症者の自立と社会経済活動への参加に繋がる福祉サービスについての研究」（令和5年度）において男性で身体機能が低く、失語症が重度であるほど社会参加の程度が低いことが明らかとなった。若年かつ独身で社会参加ができていない失語症者は QOL が低下することが明らかとなり、買い物や外出、ひいては就労を支援する福祉サービスの構築が必要と考えられた。しかしながら失語症者の社会実態を踏まえた障害認定基準の検証を行うことができなかった。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
54	94	107	4	266	24	1	0	2	127

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	身体・知的・感覚器等障害分野では、令和4年生活のしづらさ調査の二次解析に先立ち、障害者のサービスアクセスについて、複数の文献データベースを用いて包括的なレビューを行い、関連要因を抽出・整理した。また障害者手帳所持者と非所持者について、障害種別・等級別の健
------------------	---


	<p>康チェックデータの差異の検討を行い、障害福祉計画の評価指標の候補となる変数の抽出を行った。このように障害者の疾病予防、健康増進、保健医療福祉サービス利用に関するデータ収集を行う等行政的に必要性が高い研究が行われた。</p> <p>補装具の急激な物価高騰等に対する原材料価格等の調査を行い、作成資料を基に補装具評価検討会で議論され、令和6年度告示改正に活用された点、新技術を導入した支援機器開発の網羅的な現況調査結果にもとづく配慮事項が整理され技術特性ごとの活用分野の特徴を明らかにしたことにより、開発及び利活用双方の促進に関する施策へ反映可能な成果が得られた点、強度行動障害を有する者に関する支援体制の構築が求められる中で、医療分野での強度行動障害に関する入院治療効果の有効性も示し、それを実施するための人材育成研修が提案され、強度行動障害に関する支援体制の構築において先行的な自治体の取組を整理した点等、行政的に必要性が高い研究が行われた。</p> <p>精神・障害分野では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する診療モデルの提案や、精神疾患に対する治療マニュアル及び研修の作成が行われ、行政的に必要性が高い成果が得られた。</p>
<p>効率性の観点から</p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、自治体における療育手帳判定業務の軽減につながる ICD-11 に準拠した療育手帳の判定ツールの (ABIT-CV) の開発を行い、領域の専門家による協力体制のもとで、効率的にツールの開発が遂行された。</p> <p>特に補装具の価格調査においては、各事業者団体の協力により迅速な調査が実現できた。</p> <p>精神・障害分野では、医療機関を対象とした調査による好事例の抽出に当たって、1次調査において良好なアウトカムが示されていた医療機関に絞ってヒアリング調査を実施する等、効率的に調査が実施された。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、自治体における療育手帳判定業務の軽減につながる ICD-11 に準拠した療育手帳の判定ツールの (ABIT-CV) の開発を行うなどの成果が得られた。補装具については、障害当事者及び支援者等向けに勉強会を実施し、制度の仕組みやフォローアップの必要性等を発信するために YouTube 配信やパンフレットの配布を実施した。また、強度行動障害の支援体制整備において中核的・指導的人材養成研修をモデル実施し、内容、効果を検証し適切なカリキュラム開発を進め強度行動障害に関する各自治体の体制整備の状況をヒアリング調査することで、地域の実情に合わせた実効性の高い人材養成研修のカリキュラムを開発した。</p>

	<p>精神・障害分野では、精神科医療機関の最適な人的配置や地域との連携の普及に向けた診療モデルの提案や、治療マニュアル及び研修プログラムの開発等が行われており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する成果を得た。</p> <p>以上のように、障害福祉施策の発展に貢献する有効な研究成果を得ることができた。</p>
--	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

- 「失語症者の社会実態を踏まえた障害認定基準の検証と失語症者の自立と社会経済活動への参加に繋がる福祉サービスについての研究」では、失語症者の社会実態を踏まえた障害認定基準の検証についてはなされていないため、今後は、障害認定基準の検証についての慎重な検討が必要である。
- 「新規性の高い技術を活用した障害者支援機器の開発と利活用を促進するための分野横断的調査」では、新技術の生活支援機器分野への導入は重要な課題であるが、その促進策は各分野の技術特性や普及フェーズに応じて検討する必要があり、今後も継続した調査・研究が必要である。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<p>療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の研究（令和4～6年度）</p> <p style="text-align: center;">厚生労働科学研究費（障害者政策総合研究事業）</p> <p style="text-align: center;">療育手帳の判定交付及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究</p> <p style="text-align: center;">中京大学 現代社会学部 辻井 正次</p>	<p>補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究（令和4～5年度）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>真のニーズに基づく支援機器の開発・事業化を実現するための 出口・普及を想定した支援ネットワークモデル構築のための研究（令和4～5年度）</p> <p>デザイン思考を基にした支援機器の開発</p>
<p>技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究（令和5～7年度）</p>	

厚生労働科学研究(障害者政策総合研究事業)
人件費・原材料価格等についての調査報告

R3-4年度 技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究
(研究代表者: 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター)

R5-7年度 技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究
(研究代表者: 浅見 豊子 佐賀大学)

眼科ロービジョン勉強会(第25回)コラボ企画
「視覚系補装具について学ぼう」勉強会 第1回
ご案内

身体障害者手帳を取得すると、補装具費支給制度を利用することができますが、



といった補装具費支給制度をうまく活用できなかったという声が多く聞かれます

補装具費支給制度を正しく理解し、活用することで、社会参加につながる制度となるよう補装具やその制度についての基礎知識を学ぶ勉強会を企画しました

・ 事業化を実現するためのガイドブック

デザイン思考を基にした
支援機器の開発・事業化を実現するためのガイドブック

一般社団法人臨床医工情報学コンソーシアム関西

令和4・5年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
「真のニーズに基づく支援機器の開発・事業化を実現するための出口・普及を想定した
支援ネットワークモデル構築のための研究」研究成果を踏まえて

2024年3月版



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
関係部局	健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	330,000	45	42
令和4年度	408,630	38	35
令和5年度	608,630	51	49

3. 研究事業の目的

新興・再興感染症に関する危機管理事案の発生時に、直ちに正確な病原体診断を全国規模で実施できるようなラボネットワークや感染症指定医療機関の機能の充実等が必要である。また、安全性、有効性および費用対効果を踏まえた予防接種体制の構築も必要である。本研究事業では、感染症から国民の健康を守るための研究を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要

①目的とする成果が十分に得られた事例

○「バイオテロ対策のための備蓄されている細胞培養痘そうワクチンの備蓄等、バイオテロ病原体への検査対応、公衆衛生との関連のあり方に関する研究」（令和5～7年度）では、次の感染症危機に備えるための、国内外での感染症危機対応、管理体制及び連携の強化、次世代シーケンス技術および病理学的解析等を用いた検査・運用法の開発、痘そうワクチンの安全性と汎用性向上に関する開発研究を行っており、これらは我が国の感染症危機管理・対応体制基盤の維持・強化に貢献するものである。さらに重症性呼吸器感染症の起因となる新興動物由来ウイルス（コロナウイルス及びパラミクソウイルス）のリスク評価、冷戦時代に兵器化が進んでいたウマ脳炎ウイルス群に関する統合的研究等の新規研究領域の推進を行っており、これらは我が国のバイオディフェンス能力をさらに強化するものである。

- 「新型コロナウイルス感染症による医学・医療・健康に与えた中長期的影響の調査研究 ―今後の保健・医療体制整備の観点から―」（令和5年度）では、罹患後症状に関する研究結果の取りまとめを行った。得られた知見を元に「診療の手引き」改訂版の作成が進められており、今後、罹患後症状に悩む方の診療等をする医療機関等で活用される予定である。
- 「薬剤耐性（AMR）アクションプラン 2023-2027年の実行における課題解決のための研究」（令和5～7年度）では、地域全体の医療と介護の場において、サーベイランス、抗菌薬使用量・適正使用、教育啓発等後件や、医療経済上の知見を得ており、それらは「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン 2023-2027」に活用されるとともに、「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会」にも用いられた。これらを踏まえて「薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書 2023」や「外来での抗菌薬適正使用手引き成人版・第5版」の作成を行った。
- 「ワンヘルス動物由来感染症サーベイランスの全国展開に向けた基盤構築に資する調査研究」（令和5年度）では、ワンヘルス推進の先進的な取り組み事例や動物由来感染症の発生調査結果を集積することで、動物由来感染症の動向把握と更なるワンヘルス推進のための取り組みの啓発に貢献した。また、得られた知見をもとに動物における人獣共通感染症の検査マニュアルの作成が進められており、今後、順次公開される予定である。
- 「HTLV-1 総合対策」推進におけるキャリア対策の基盤整備と適正な研究開発の推進に資する包括的評価と提言のための研究」（令和3～5年度）では、「HTLV-1 情報ポータルサイト ほっとらいぶ」を構築し無料電話相談や e-learning 動画の配信等を行い、HTLV-1 キャリア・関連疾患患者、ご家族、医療従事者へ情報提供を行った。加えて、キャリア対応として初のガイドラインとなる「キャリア診療ガイドライン 2024」と別冊「HTLV-1 の基礎知識 Q&A」を作成し、Web 上で公開した。また、全国保健所を対象としアンケート調査を実施した結果、保健所の検査や相談体制の把握と専門医療機関との連携強化が必要であることを明らかにし、この知見は「HTLV-1 対策推進協議会」での議論に活用された。
- 「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」（令和2年～令和5年度）では、インフルエンザワクチンを始めとしたワクチンの有効性等を明らかにした。インフルエンザワクチンの有効性についての研究結果は、令和6年5月23日に実施された「第25回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会」にて資料として活用された。また、新型コロナワクチンの接種にあたり、医療従事者向けに筋肉注射の方

<p>法をわかりやすく説明するリーフレットを作成し、厚生労働省 HP での周知に活用した。</p> <p>○「ワクチンの有効性及び安全性をモニタリングする体制の構築に関する研究」（令和 5 年度）では、新型コロナワクチンの国内における製剤ごとの入院予防効果、重症化予防効果といった有効性等を明らかにした。こうした成果について、令和 5 年 1 月 26 日の「基本方針部会」において発表がなされ、国内における新型コロナワクチン接種の検討に活用された。また、令和 6 年 5 月 29 日に開催された「第 2 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会 季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検討する小委員会」にて資料として活用された。</p>									
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。</p>									
<p>(2) 論文数などの業績（令和 5 年度終了課題について）</p>									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
25	165	60	1	271	22	0	0	12	77

5. 研究成果の評価

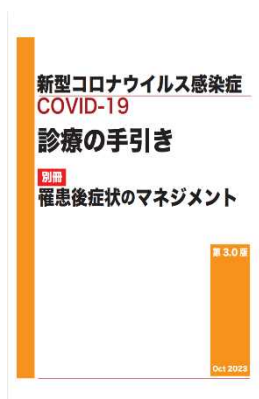
必要性 の観点 から	<p>新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるために戦略的な取組を推進するべく公衆衛生危機体制の強化に係る政策研究について抜本的強化を行う必要がある。また、新興・再興感染症のみならず、新型コロナ対策により一時的に発生が抑制されていた感染症の脅威から国民の健康や生活を守るため、行政・国民ニーズに即したワクチンを含む感染症関連研究の一層の推進が必要である。</p>
効率性 の観点 から	<p>感染症危機管理事案発生時のみならず平時から感染症の発生に備えた体制を構築できるよう、検討すべき課題を抽出した。また、適切な研究課題の設定、最適な研究者の選考、公正な研究費の配分、プログラムオフィサー（PO）による定期的な進捗管理の導入等を行うことで事業全体の効率的な推進を図った。</p>
有効性 の観点 から	<p>感染症に係る国民の関心が高まる中、重点感染症や生物テロを想定した感染症危機管理能力の強化や、性感染症、AMR、人畜共通感染症、予防接種等に関して、行政施策に直結する成果を多く出していることから、社会的な貢献が大きいものと評価でき、有効性は高い。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

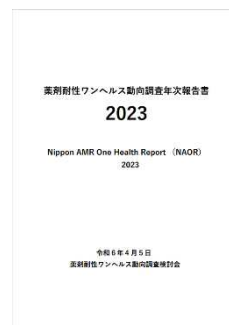
本研究事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。したがって、短期間でより効果的な成果を得るための研究計画の精緻化とPOによるさらなる進捗管理の充実が必要である。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「新型コロナウイルス感染症による医学・医療・健康に与えた中長期的影響の調査研究－今後の保健・医療体制整備の観点から－」（令和5年度）



「薬剤耐性（AMR）アクションプラン 2023-2027年の実行における課題解決のための研究」（令和5～7年度）



「HTLV-1 総合対策」推進におけるキャリア対策の基盤整備と適正な研究開発の推進に資する包括的評価と提言のための研究」（令和3～5年度）



「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」（令和 2 年～令和 5 年度）

「ワクチンの有効性及び安全性をモニタリングする体制の構築に関する研究」（令和 5 年度）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	エイズ対策政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 エイズ対策推進室
関係部局	医政局研究開発政策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	777,828	29	28
令和4年度	768,118	30	30
令和5年度	793,625	29	29

3. 研究事業の目的

エイズに関する研究を総合的に実施することにより、新規 HIV 感染者数及び検査を受けないままエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合を減少させる。また HIV 感染者・エイズ患者及び血友病患者に対して全国で適切な医療を提供できる体制を整備すること、さらに HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「HIV 感染症診療の提供体制の評価及び改善のための研究」（令和3～5年度）では、HIV 診療のポイントを学ぶための VR を活用した教育プログラムの開発や、携帯端末アプリケーションを利用して問題配信と解説を行う感染症教育の実施等、ICT や AI を利用した医学教育システムを構築した。また NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）を用いて HIV 感染者のデータについて投薬状況等の解析を行い、データを基に HIV 診療時の留意事項を整理した資料を作成した。HIV 感染症を専門としない医師が適切に HIV 診療を行うための支援ツールとしての活用が期待される。</p> <p>○「HIV 感染者の妊娠・出産・予後に関するコホート調査を含む疫学研究と情報の普及啓発方法の開発ならびに診療体制の整備と均てん化のための研究」（令和3～5年度）では、「HIV 感染妊娠に関する診療ガイドライン（第3版）」を発行し HP で公開した。最新の知見に基づいて記載を更新するだけでなく、</p>

医療従事者への実態調査を行い、その分析結果を踏まえて改訂を行っているため、実用性の高いガイドラインが策定された。

○「エイズ予防指針に基づく対策の推進のための研究」（令和3～5年度）では、エイズ予防指針に定められた各種施策の進捗状況を把握するための自治体を対象としたモニタリング調査や、一般成人を対象とした PrEP（HIV 感染症の曝露前予防）の認知や使用経験等に関する調査を行い、分析を行った。研究成果は次期エイズ予防指針の改正内容を検討するための「厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会」で活用した。

○「血液製剤による HIV/HCV 重複感染患者に対する肝移植を含めた外科治療に関する研究」（令和3～5年度）では、「血友病・HIV/HCV 重複感染患者に対する外科診療ガイド 2024」を作成し、HP で公開した。血液凝固因子製剤による HIV/HCV 重複感染者に対しては、血友病や重複感染のため標準治療が行われない事例があった。そのような状況に置かれた患者へ適切な診療を行うために作成された診療ガイドであり、患者の救済に直結する成果である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

（2）論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
38	106	71	70	340	25	0	0	11	58

5. 研究成果の評価

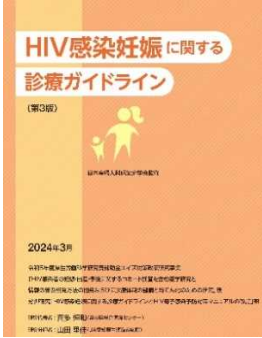

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>HIV 感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療に向けて HIV 検査の受検率の向上や HIV 感染症に関する普及啓発等に関する研究が行われた。</p> <p>また抗 HIV 療法の進歩による患者の生存期間の延長による高齢化に伴い、悪性腫瘍、高血圧症、心血管疾患等の合併症への対応や血友病患者を含む長期療養体制の整備が課題となっている。そのため合併症の早期発見や最適な治療法の確立、長期にわたり適切な医療を提供できる体制構築が不可欠であり、そのための研究が行われた。</p> <p>本研究事業の成果は次期エイズ予防指針の改正に向けた検討に活用されており、総合的にエイズ対策を推進するために必要な事業である。</p>
----------------------------------	---

効率性の観点から	<p>研究の方針検討や進捗確認を行う班会議に担当官が参加し、進捗管理を行うことで効率的な研究が遂行された。</p> <p>また「エイズ対策研究事業の企画と評価に関する研究」では、厚生労働省「エイズ対策政策研究事業」とAMED「エイズ対策実用化研究事業」の研究代表者によるオンライン発表会が開催され、研究事業の評価委員が発表内容に助言を行い、研究班相互で進捗状況を共有することで、基礎医学、臨床医学、疫学・社会医学の各分野のニーズに沿った研究が推進された。さらに、研究の重複や間隙を回避して、研究費の効率的活用が図られた。</p>
有効性の観点から	<p>HIV感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療は、HIV感染者・エイズ患者本人の治療経過を良好にするのみならず、他者への二次感染予防や医療費の削減効果が期待できる。</p> <p>また最新の知見に基づくガイドラインの作成・改訂や医療提供体制の整備を行う等、患者の多面的な救済やQOLの向上に寄与することから、社会貢献度の高い有効な事業である。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

これまでHIV感染者及びエイズ患者の早期発見・早期治療開始に有効な研究成果が得られているが、日本ではエイズを発症してから報告されるHIV感染者の割合は依然として約3割で、減少傾向が認め難い。その問題解決のため信頼できる郵送検査キットを利用した新たなHIV検査体制の構築や、HIV検査や医療にアクセスしやすい体制の構築に関する研究を行う必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<p>「HIV感染者の妊娠・出産・予後に 関するコホート調査を含む疫学研究 と情報の普及啓発方法の開発ならび に診療体制の整備と均てん化のため の研究」(令和3～5年度)</p>	<p>「血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者に対する肝移植を含めた外科治療に関する研究」(令和3～5年度)</p>
	

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾患・障害対策研究分野」
研究事業名	肝炎等克服政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	283,975	9	9
令和4年度	266,175	9	9
令和5年度	266,175	9	9

3. 研究事業の目的

肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の趣旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、地域における診療体制や社会基盤の構築、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

○「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究」（令和3～5年度）において、モデル自治体で地域医療情報連携ネットワークを含む ICT 等を肝炎診療に用いることで、肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ事業を効率化できることや、遠隔診療を併用することで肝炎医療費助成制度の利用促進が可能になること、病薬連携を促進できること等を示し、良質な肝炎診療の提供につなげることを可能とした。さらに、拠点病院を対象に ICT の利用状況を調査することで、ICT の普及・認知度が低いことを明らかにし、同時に ICT の普及・認知度を高めることが肝疾患診療連携を促進する可能性について検証した。

○「全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 elimination に向けた方策の確立に資する疫学研究」（令和4～6年度）において、医療・行政施策の目標設定や効果測定のための基盤資料としても活用するために、NDB（レセプト情報・特定健診等情報のデータベース）データ等を用いて2020年時点での肝炎

ウイルス感染者数の推計し、B型・C型肝炎受療中の患者数を患者背景別、地域・都道府県別、受療内容別に算出した。また、妊婦調査等を実施中である。

- 「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究」(令和5～7年度)において、「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」の発出時に併せて作成したリーフレット、陰性カードに問い合わせがあり、1県1健保組合1医療機関に配布した。また肝炎対策推進室と連携し、協会けんぽ本部と協議会を行い、研究班リーフレット導入が決定する見込みとなった。「川崎モデル」の水平展開のため広島市と会議を開催した。
- 「オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究」(令和3～5年度)において、医療施設・高齢者施設・保育施設等を対象としてe-learning教材などの資料を作成し、様々な職種の人に対して肝炎対策をわかりやすく普及させることが可能になった。また2016年のB型肝炎ワクチン定期接種導入後に生まれた小児を対象とした疫学調査を行い、2022年までのワクチンに対する基礎データの構築が完了しており、HBs抗体が多くの子で低下するため、HBs抗体の効果をエスケープする株の感染が拡大する可能性について検証した。
- 「肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究」(令和5～7年度)について、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における臨床調査個人票上のデータを収集・解析することで肝がん・重度肝硬変医療費助成の要件緩和による制度の利用効率向上につなげた。また、複数回入院を要する肝がん、重度肝硬変患者の治療や長期予後等の調査のため、既に構築したNCD(National Clinical Database)を利用した登録システムを用いて、入院数にして約7万件のデータを収集した。肝細胞癌治療の分野で薬物療法を主軸とした新たな根治治療の可能性が示された。
- 「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究」(令和5～7年度)において、全国を網羅する班員の施設等での肝炎医療コーディネーター(肝Co)養成やスキルアップ研修会の変遷、均てん化のための基礎資料を収集し、経験豊富な肝Co目線でモデル拠点病院でのスキルアップ事業支援の試験運用を開始した。患者肝Co部会では「患者・元患者・患者家族・遺族肝Co活動マニュアル」の作成を開始した。
- 「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究」(令和5～7年度)において、肝炎政策に係る各事業、医療実施主体別に事業実施、医療提供の程度と質を評価する指標を用いて経年評価を継続した。また、先行研究班からの調査結果を解析し、提言をまとめて指標報告会で報告し、「肝炎総合政策に係る指標総合報告書」を作成した。さらに、国民調査結果を再解析し、国民の受検率の補正を行うことができた。一般国民に対する肝炎啓発方法の確立を目指して、エデュテインメント資料(「楽しみながら学ぶ」ことを目的とした

<p>マルチメディアやコンテンツ)として「肝炎すごろく」を開発し、有効性を確認するとともに、その普及活動を行った。</p> <p>○「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」(令和5～7年度)において、ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別を患者調査にて検討し、その地域格差を考慮した上での公開シンポジウムや肝炎講義・授業を開催した。また若年層への啓発教材として、B型肝炎の感染性や感染症への差別・偏見の問題を扱いながら、動画作成を行い、YouTube上に公開した。さらに、研究班のホームページを更新し、患者からの相談事例についての対応、対策について情報を発信した。</p>									
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし</p>									
<p>(2) 論文数などの業績(令和5年度終了課題について)</p>									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
6	79	1	0	39	20	0	0	0	1

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>平成22年1月に肝炎対策基本法が施行され、同法に基づいて平成23年5月に告示された肝炎対策の推進に関する基本的な指針は平成28年6月および令和4年3月に改正されており、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための研究についても進める必要がある。また、平成24年度を初年度として取りまとめられ、平成28年12月に中間見直しが行われた肝炎研究10カ年戦略は、令和4年5月に肝炎研究推進戦略として新たに策定され、肝炎に関する疫学・行政研究を含め総合的に研究を推進することが盛り込まれているため、継続的な研究が必要である。</p> <p>肝炎研究推進戦略を踏まえ、令和5年度に得られた研究成果により、肝炎ウイルス感染者の受検・受診・受療がさらに促進され、健康寿命の延伸につながることを期待される。社会の多様化や地域の実情に応じたより細やかな肝炎対策を実施していくため、今後も同研究の一層の推進が必要である。</p>
<p>効率性 の観点 から</p>	<p>研究会議には「肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究」班の事務局から有識者を派遣し、その都度適切な助言を行った。また厚生労働省の担当者も参加して研究者と連携を図った。成果は研究成</p>

	果発表会で報告され、評価委員会によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。関連する分野については、研究者間の相互の連携を図るとともに、研究成果発表会への各研究者の参加を促進し、他の研究課題の成果の共有を行った。
有効性の観点から	研究成果は、令和6年度より開始する新たな研究班の基盤データとして、肝炎総合対策推進のために有効に活用できる。地方自治体担当者が出席する会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会で成果を報告し、行政機関や医療機関に広く還元され、肝炎総合対策の推進に貢献した。その結果、国民の健康の保持、増進のために還元されることが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、ウイルス性肝炎の排除に向けた努力が払われている。全国規模の疫学調査は効率的・合理的な行政施策のための基盤である。令和7年度には、NDB データ等の解析や、肝炎ウイルスキャリア、肝炎ウイルス検査受検率、肝がん死亡率等を把握し、課題を抽出する予定であり、肝炎ウイルス排除に向けた肝炎・肝がん等の行政エビデンスの創出につながる。WHO が公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、国内の到達状況についての評価検討も求められる。肝炎対策基本指針の2027年の改正に向けたエビデンスデータとしても重要である。

肝がん・重度肝硬変については、治療の適応や予後を含め不明な点が多く、患者のQOL低下につながるが多々ある。その向上等に資するよう、令和7年度も肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の症例データの登録を継続し、事業を有効に活用する方策を確立する予定である。さらに、肝がん・重度肝硬変の診療および治療のガイドライン改訂に資するエビデンスを示すことが必要である。

全国の肝炎医療の均てん化については、地域における病診連携推進や効果的な肝炎対策の実施を行っていくことが課題として挙げられ、各指標の比較に全国的なデータ把握が必須となる。令和7年度には肝炎総合対策を客観的に評価する指標の継続的な運用によって、拠点病院等の肝炎医療の提供体制及び都道府県の実施する肝炎対策に関する事業の改善につなげる予定である。指標を用いた地方公共団体や拠点病院等と具体的な意見交換を行い、地域の実情を踏まえた肝炎総合対策の充実、肝炎医療の均てん化につなげる。効果的な政策立案のために、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

肝がん・重度肝硬変の万
医療費の助成対象かもしれません

通常2月超から入院も通院も **1万円**へ
1月より 最大47,600円の医療費の助成が受けられます*

肝がん・重度肝硬変の患者は、医療費の自己負担が軽減されます。

助成対象の要件

① 肝がん・重度肝硬変の診断を受けたこと
② 診断後2年以内で、1年未満の期間に2回以上の通院が認められること
③ 基礎疾患の経過が2月以上あること

※ 年収が47万6千円以下の方を対象とします。

※ 申請は毎年1月1日より申請しなくてはなりません。
※ 条件すべてに該当する方は、申請することができます。

厚生労働省

「肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者の QOL 向上等に資する研究」(令和 5～7 年度)・「全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 elimination に向けた方策の確立に資する疫学研究」(令和 4～6 年度)

肝がん・重度肝硬変の患者データ等を元に、経済的負担や QOL 向上に資するよう、医療費の助成対象の月数要件を緩和する方向に見直した。

自分けんぽの健康診断で
肝炎ウイルス検査
実施のお知らせ

協会けんぽの健康診断では、生活習慣病予防健診と同時に、肝炎ウイルス検査を実施しております。

通常2,079円の検査が**582円**で受けられますので、ぜひこの機会に受けてください。

※ 検査に費用がかかります。検査費用は自己負担となります。

肝炎ウイルス検査 実施概要

検査費用：2,079円 → **582円**

検査方法：
一般健診の採血の際に、同時に採血をします。
特別な検査は必要ありません。

検査を受ける方は、医師をご記入の上、二階検査室にお越しください。

全国健康保険協会
東京けんぽ

「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につながる方策の確立に資する研究」(令和 5～7 年度)

協会けんぽ本部らと連携会議を行い、研究班作成のナッジを利用した肝炎ウイルス検査申込用紙の導入方針が決定した。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	地域医療基盤開発推進研究事業
主管部局（課室）	医政局総務課
関係部局	医政局各課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	325,800	84	68
令和4年度	325,800	82	75
令和5年度	495,800（※）	79	69

※ 令和5年度の予算額、採択件数は、当初予算（325,800千円、68件）及び研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society (society 5.0) and Generating Economic and social value : BRIDGE）からの配分額（170,000千円、1件）の合算である。

3. 研究事業の目的

少子高齢化等時代が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するための医療政策において、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の育成・確保、医療安全の推進、医療の質の確保等の課題の解決に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（令和3～令和5年度）では、各都道府県での医療計画、地域医療構想の推進に資するよう、第8次医療計画の策定に向けた医療計画の策定指針における新規指標例の検討や、地域医療構想を推進するために参考となる分析や調査を実施した成果を検討会及びワーキンググループでの検討に用い、第8次医療計画の指針策定及び指標例の見直しに活用された。</p> <p>○「データ駆動で地域の実情に応じて医療提供体制構築を推進するための政策研究」（令和3～令和5年度）では、地域の医療提供の実態を、疾患別のパフォーマンス、連携・ネットワーク、および機能区分別の病床確保状況等について、定</p>

量的に可視化し、各種指標・ツールを開発した。今後、地域の実情に応じた医療提供体制構築の推進に向けた活用が期待される。

- 「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」（令和4～令和5年度）では、医療事故が疑われる事例が発生してから医療事故調査・支援センターに報告するまでの初期対応を円滑に行うために、医療機関において整備すべき体制等に関する手引きを作成した。また初期対応において特に実践的な訓練による習得を要する事項について、動画教材を含む訓練を開発した。これらの手引きおよび初期対応訓練は、今後医療事故調査制度にかかる各種研修での活用を推進する予定である。
- 「放射線診療の発展に対応する放射線防護の基準策定のための研究」（令和4～令和6年度）では、最新の国際動向にも準拠した放射線防護のあり方を考察し、放射線診療の進歩や医療環境の変化に即し、新規開発中の放射性医薬品（アスタチン標識 PSMA リガンド（ $[^{211}\text{At}]$ PSMA-5）やルテチウム-177 標識 GRPR 特異的リガンド（Lu-177-NeoB））の適性使用マニュアル案、放射線医療機器の新しい運用方法の手順書案、放射線診療従事者等に対する研究プログラムの作成を行った。これらの研究成果については、今後、放射線診療時の基準や指針としての活用が期待される。
- 「大規模災害時における地域連携を踏まえた更なる災害医療提供体制強化に関する研究」（令和4～令和6年度）では、従来の災害医療体制を基礎として、地域連携 BCP（事業継続計画）のあり方や医療施設のインフラ支援、EMIS や J-SPEED などのシステム、災害医療コーディネーター等の多様な観点から、如何に多機関・多組織・多職種が連携すれば医療資源を最大限効率的に活用できるのかを提言した。これらの研究成果は、今後、地域の BCP や各種計画、様々な医療チームの活動要領等の改訂に生かされ、国土強靱化基本計画作成時の活用が期待される。
- 「切れ目のないポリファーマシー対策を提供するための薬剤師間の情報連携の推進に資する研究」（令和5～6年度）では、ポリファーマシー対策に際し病院と薬局の薬剤師間で使用される情報連携文書について、様式や活用事例を網羅的に調査するとともに、連携すべき情報の調査が行われた。様式や活用事例の調査の結果については、令和5年度中に論文化され、今後ポリファーマシー対策が十分に実施されていない医療施設と薬局の情報連携等の場において活用が期待される。また連携すべき情報の調査の結果については、令和6年度においてとりまとめられ公表・活用していく見込みである。
- 「歯科口腔保健の健康格差に関する実態把握および調査手法の改善のための研究」（令和5年度～令和6年度）では、「歯・口腔の健康づくりプラン」の目標項目に係るベースラインの提示に必要な障害者児施設での歯科口腔保健サービスの提供状況に関する全国調査を行うとともに、同プランの目標項目の評価に

必要となる基準分析等の成果が得られ、「歯・口腔の健康づくりプラン」の目標設定や評価等に今後活用される。

- 「透析情報の標準規格開発並びに透析診療施設間の連携を支援する標準化に関する研究」（令和4～5年度）では透析施設に対する調査、プロトタイプシステムでのFHIR（Fast Healthcare Interoperability Resource）サーバをたてた模擬データによるテストを実施し、「透析情報標準データ項目」及び「透析情報標準規格 HL7 FHIR 記述仕様」を最終化した。本研究成果で得られた透析情報標準規格は、現在、医療情報標準化協議会（HELICS 協議会）に HELICS 指針として申請中であり、今後、厚生労働省標準規格としての活用が期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

- 「今後の社会情勢や助産師の活躍の場の発展を見据えた技術教育の内容及び方法の確立のための研究」（令和3～5年度）では、出生数減少による助産技術教育の課題が明らかになった一方で、分娩介助シミュレーションの具体的な技術を修得する教育内容及び方法については十分な成果を得ることができなかった。これは、海外の状況も調査をした上で検討する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、当初計画していた海外状況の現地調査が実施できなかったためである。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
22	70	31	3	185	14	2	0	12	72

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化・高度化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、様々な医療行政の推進に当たっての課題を解決する必要がある。本研究事業では、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できる医療提供体制の構築に資する研究が実施されており、必要性が高い。
効率性 の観点 から	医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則2年以下とした。また評価委員の意見を反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ定期的な進捗管理が行われた。さらに行政ニーズを踏まえて、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料として

	活用すること等を前提にして研究課題を設定して、効率的に施策に反映された。
有効性の観点から	多くの研究課題の成果が行政施策に反映されている。具体的には、医療計画の策定に関して必要な指標例や医療安全の推進に必要な基礎資料等の作成に活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、政策上の課題を解決するため、これまで多くの調査や検証を実施してきており、今後も過去の研究成果や、同一研究課題においてすでに得られた研究成果を踏まえた上で、研究を遂行すべきである。また、成果が不十分とされた点も踏まえ、政策に活用していく必要がある。

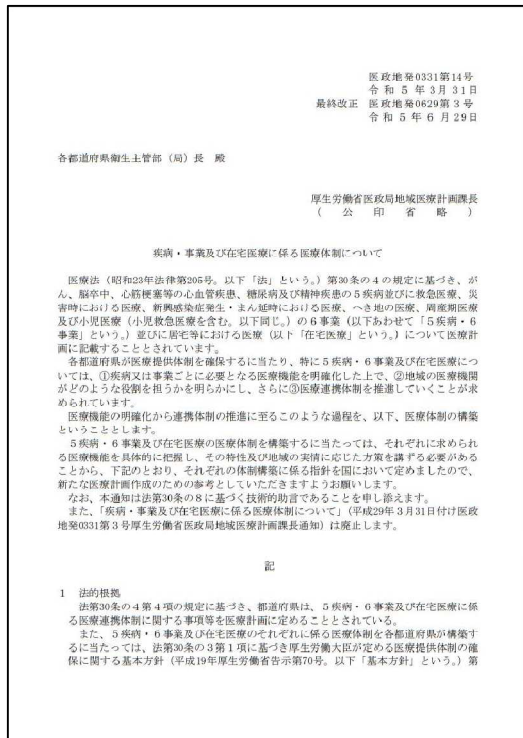
具体的な例として「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（令和3～令和5年度）では、第8次医療計画の策定に向けた医療計画の策定指針における新規指標例の検討等が実施されたが、令和8年度の第8次医療計画の中間見直しにむけて、今回の研究成果も踏まえ研究に取り組んでいく必要がある。また、「今後の社会情勢や助産師の活躍の場の発展を見据えた技術教育の内容及び方法の確立のための研究」（令和3～5年度）については、今回十分な検討ができなかった海外の分娩介助シミュレーション等も参考に助産師教育のカリキュラム見直し等に取り組む必要がある。

本研究事業の成果が広く地域医療の現場等に周知され、医療体制の充実、新たな医療情報通信技術の普及、人材育成の促進等に活用されるよう、実用性を高めるような取組を推進すべきである。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（令和3～令和5年度）

「医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究」（令和4～令和5年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	労働基準局安全衛生部計画課
関係部局	労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課、化学物質対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	118,712	22	17
令和4年度	118,712	18	17
令和5年度	123,712	21	17

3. 研究事業の目的

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の更なる向上を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

- ① 目的とする成果が十分に得られた事例
- 「作業経験の異なる建設作業者のリスク回避の認知過程に関する特性分析とリスク回避行動促進のための支援デバイスの検討」（令和3年度～令和5年度）において、建設作業者の安全行動を促進する要因等の分析を行い、分析結果を踏まえたカードゲーム形式の安全教育ツールの原案を作成した。また、作業者のメタ認知能力を高める教育手法の検証を行い、実践的な安全教材の開発を行った。これらの検討結果等を踏まえて、今後、建設作業者への教育手法の検討等に活用する予定である。
 - 「職場における化学物質のリスクの認知と対処方法の分析を踏まえた自律的な化学物質管理支援の研修・評価デバイスの開発」（令和3年度～令和5年度）において、事業場の化学物質取扱い者等への調査に基づき、職場の化学物質管理の支援・状態評価ツールの作成を行った。今後、事業場の化学物質管理の支援等に活用する予定である。

- 「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」（令和3年度～令和5年度）において、事業場や関係団体からのヒアリングを通じて、「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」をとりまとめ、関係者への周知を図った。歯科検診、歯科保健指導の組み合わせにより、受診者が個々の問題点を把握し、解決につなげられた。評価指標作成により歯科関係者以外も使用でき、事業場の実態に即した歯科口腔保健事業が実施できるようになった。
- 「墜落による危険を防止するためのネットの経年劣化を含めた安全基準の作成に資する研究」（令和4年度～令和5年度）において、落下試験を通じて建設現場の足場等からの墜落に耐えられる条件等を整理し、安全ネットの安全基準の見直し等に活用する予定である。
- 「治療と仕事を両立する患者に対する継続的な支援の実態と方策の検討」（令和4年度～令和5年度）において、治療と仕事の両立支援の促進要因と阻害要因を整理し、これらの整理を踏まえて当事者や、医療機関や職場等の支援者向けのリーフレットを作成し、また、医療機関から職場に必要な情報を提供するための「治療と仕事の両立支援カード」の原案の作成（令和6年3月改訂ガイドラインに掲載）を行った。これらの成果は今後治療と仕事の両立の継続的な支援に活用される予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
8	7	4	1	47	5	0	0	1	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は前年比で増加している。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となり、これらへの対策に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取り組みを推進することも求められている。さらに、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害防止対策も必要となっている。
------------------	---

	<p>一方で、テレワークの定着が目標となる中で、オフィスでの勤務との違いを踏まえた労働者の心身の健康管理が求められている。また、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指して女性の健康の包括的な支援が求められている。</p> <p>これらの課題を解決し、また、労働災害防止計画に沿って、計画的に科学的な知見に基づいた制度改正や労働基準監督署による指導を通じて労働者の安全と健康の確保を図っていくためには、本研究事業の効率的な実施を通じて科学的根拠を集積し、もって行政政策を効果的に推進していくことが不可欠である。</p>
効率性の観点から	<p>労働安全衛生においては非常に多くの政策課題があるが、限られた事業予算の中で最大限の効果を得るために、特に優先すべき重点課題を設定して、課題を厳選して採択した。また研究費の配分においても、外部専門家による評価等を踏まえて、重点課題に直結した成果を得られる研究を実施できるように必要額を精査して、効率的に研究が遂行された。</p>
有効性の観点から	<p>上記のような問題に対応した 17 件の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる有効な成果が得られた。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」、「第 14 次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。</p>

<参考> 令和 5 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<p>「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」（令和 3 年度～令和 5 年度）</p>
--

職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集
お よ び
歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標

2024年3月

令和5年度厚生労働科学研究「労働安全衛生総合研究事業」
職場での歯科口腔保健を推進するための調査研究

研究協力 公社)日本歯科医師会
公社)日本産業衛生学会産業歯科保健部会

「治療と仕事を両立する患者に対する継続的な支援の実態と方策の検討」
(令和4年度～令和5年度) (令和5年度)

職場の支援者向け

“継続した”治療と仕事の両立支援

A. はじめに

このブックレットでは、職場の仕事を継続して働きながら、歯の健康を維持して支障することも、**“継続した”治療と仕事の両立支援**を促しています。

事業者は、労働者が休まず、その後職場復帰するタイミングなどで、職場復帰の可否、必要な就業上の配慮、法への配慮を決定し、実施します。

就業上の配慮	仕事継続のつらさ	“継続した”治療
事業者は、就業によって、疾病の発生、再発や再発防止のために、就業上の配慮を行う必要があります。	労働者の勤務時間や勤務内容などの変更や、仕事を休むことにつながることがあります。	仕事は継続的にこなす必要があり、同じことより、生活の質の低下や、生活習慣を維持することがあります。

これまでの治療と仕事の両立支援では、労働者が復職の際に必要な配慮に関する支援が注目されてきました。職場復帰後も、再発や再発防止、職場の状況の変化などにより、同じことは発生する一方で、長期的な視点を持って支援しましょう。

＜例＞

労働者は仕事に復帰し、再発防止のために、就業上の配慮を受ける際に、支援がなされる場合があります。	疾病の発生と合わせて、一時的に仕事をセーブする配慮を職場に求め、自身の仕事量に調整した。
--	--

B. 職場の支援者の役割と姿

必要な対応が望ましい時に、本人、職場のどちらからでも相談しやすい関係性や連携を構築することが重要です。支援者の支援がなくても、本人が治療と仕事の両立ができることを継続的に目指します。

本人への支援

- 本人自身が病状や治療について理解したうえで、上司や同僚に説明できるよう支援します。
- 病状が悪化する作業や専らリスクが高い作業について、本人の理解を確認します。
- 同僚や部下の負担について、本人の理解を確認します。
- 求められる役割レベルを含む職場の考えについて、本人の理解を確認します。

C. 就業上の措置や配慮を見直すきっかけ

事業者が一歩決めた必要な措置を見直すタイミングの判断を次に示します。

1. 復職後の勤務状況や業務遂行レベルに合わせて、配慮を調整していくとき

段階的に復帰することで、労働者本人は、仕事に徐々に体を慣らすことができます。職場は、実際の作業状況を確認しながら必要な配慮を検討する時間的余裕を持つことができます。

＜例＞

職場復帰後、就業上の措置や業務遂行レベルに合わせて、本人の負担が軽減された。	本人は、復職、再発防止のために、自身の仕事量に調整した。
--	------------------------------

※このブックレットは、令和5年度厚生労働科学研究「労働安全衛生総合研究事業」の成果として作成されたもので、令和5年度に作成された。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	食品の安全確保推進研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局食品監視安全課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	712,379	58	50
令和4年度	712,379	59	55
令和5年度	649,216	32	29

※令和5年度の値については、消費者庁に移管された食品衛生基準分野の課題に関するものを除いている。

3. 研究事業の目的

国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>I. 食品安全施策の基本的な枠組みを強化する研究及び食品衛生規制の見直しに活用する研究に関する主な成果</p> <p>○「小規模事業者等における HACCP の検証に資する研究」（令和3～5年度）においては、カレー等の深鍋調理食品のウエルシュ菌、スモークサーモン等の低温保存食品等のリステリア等に関して、様々な条件下での増殖性、制御等に係る検証を行った。また、国内の食品への異物混入について、行政・民間の苦情データの精査・解析による実態調査を行った。これら科学的知見・情報の収集を踏まえ、小規模食品事業者が参考とする HACCP 手引書の改訂等が行われ、また、実用的な HACCP 管理に寄与した。</p> <p>○「野生鳥獣由来食肉の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（令和3～5年度）においては、野生鳥獣が保有する病原体（E型肝炎等のウイルス、黄色ブドウ球菌等の細菌、寄生虫、マダニ等の衛生動物）の汚染</p>

状況調査に加え、それらの解体・処理工程、製造・調理工程での微生物汚染リスクの検討等を行い、現場の狩猟者・作業従事者を始め、最終食品までにおける、感染症及び食中毒のリスク低減に寄与した。また、狩猟者に対するセミナーや公開シンポジウム等を通じて国民への情報提供・注意喚起に寄与した。

- 「食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究」（令和3～5年度）においては、食品安全に関する研究を俯瞰した横断的な評価と効率的な企画・運営を行っていくため、特に若手研究班に対して、評価シートを用いて、行政等からの支援・介入を行い、食品安全行政に有益な成果が得られるよう軌道修正等を行ったほか、厚労科研の公募要項にメンターの設置等の改善点を反映させた。さらに、薬学会、毒性病理学会等において、食品安全分野の厚労科研の周知活動を行い、今後厚労科研に応募する若手研究者のすそ野の拡大に寄与した。

II. 外交交渉や国際貢献等に活用する研究に関する主な成果

- 「ワンヘルスに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランス体制強化のための研究」（令和3～5年度）においては、食品及びヒト由来サルモネラを対象に薬剤感受性試験を行い、その結果の一部をWHOグローバルアクションプランの一環として行われているGLASS (Global Antimicrobial Resistance Surveillance System) に報告し、国際貢献を行った。また、このサルモネラ及びヒト散発患者由来カンピロバクターの薬剤感受性試験の結果は、厚労省の薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会の年次報告書にもデータ提供した。今後、食品調理時における耐性菌クロスコンタミネーションの注意喚起や、畜産関連従事者の耐性菌への暴露低減対策などに寄与することが期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
18	101	18	21	163	14	0	0	7	60

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	食品の安全性の確保は多くの国民が高い関心をもっており、国民の健康へ直接的に影響を及ぼす。本研究事業の実施により、科学的な根拠に基づく施策（食品等の効果的・効率的な監視・検査体制の整備等）の検討が可能となることから、食品の安全確保の推進に必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	食中毒対策、食品中の有害物質（残留農薬、放射線等）などの国民の関心の高い研究、リスクコミュニケーションの手法の開発、新たな検査法の開発等の成果は、各種の通知やガイドラインの作成に直接反映され、効率的・効果的に施策に活用された。さらに、「食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究」によって、個別の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上及び事業全体の効率的な運営と総合的な成果の向上が図られた。
有効性 の観点 から	得られた成果は、食品衛生監視行政の企画立案・評価を含め、リスクコミュニケーションなどのため国内で活用されるほか、国際機関にもデータ等が提供されるなど、国際交渉や国際貢献にも活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の監視指導に資するための科学的根拠を与える研究、食品中の各種分析法等を確立する研究等のリスク管理に資する研究、食中毒発生の防止、原因究明の迅速化・高度化による被害拡大の防止等に資する研究課題などは、食品安全行政におけるリスク管理機関として必要となる、食品等の検査法、国際協調・貢献、リスクコミュニケーション推進に関する科学的知見の集積に資する重要なものであり、引き続き推進する必要がある。また、政府一体で進めている農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた食品の国際基準・国際整合性等に直結する研究等も推進していく必要がある。さらに、関係省庁における研究等や研究班の間の情報交換等を積極的に行うことで、より効率的・効果的に研究を推進すべきである。個々の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上や、研究班間の横断的な情報交換等により、研究事業が総合的かつ実効的に遂行されることが必要である。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	カネミ油症に関する研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局総務課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	219,713	1	1
令和4年度	219,713	1	1
令和5年度	219,713	1	1

3. 研究事業の目的

平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症治療法等を開発することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>令和3年度から、油症2世・3世（認定患者の子や孫）の健康調査を開始し、ダイオキシン類の世代に渡る慢性影響の検証により、油症患者における卵巣機能予備能の低下や、頭痛とPCB平均濃度との関連、口腔内の色素沈着と口腔粘膜疾患の発生との相関性などが明らかとなってきた。これらの成果によって、今後、ダイオキシン類の影響が解明されることが期待される。</p> <p>また基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体であるAHR（Arylhydrocarbon Receptor）の働きに着目し、培養細胞・動物実験を用いた実験を継続して行った。油症患者で症状のみられる皮膚、肺、口腔内、神経といった臓器において様々な基礎研究が行われ、油症に関連する症状のメカニズムが徐々に明らかになりつつある。また、PCBの肝臓における代謝やAHRの骨代謝における役割、TNDによるベンゾピレンの神経症状における回復効果、スペルミジンの酸化ストレスに対する防御効果などの研究もすすめられており、これらの研究成果は、将来的に油症の治療等に活用されることが期待される。</p>
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (令和5年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	20	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	推進法の基本理念の一つとして、「カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究」を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させることが示されている。また、ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証（疫学調査）は世界的にも例がないため、本研究事業は科学的にも社会的にも極めて必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究が推進され、得られた知見をもとに、基礎から臨床への移行が効率的・効果的に進められた。
有効性 の観点 から	推進法に基づいて実施された研究の成果は、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るために活用されており、極めて有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

推進法に基づいて、カネミ油症に関する専門的、学際的、又は総合的な研究をより一層推進し、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図る必要がある。
--

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

全国油症治療研究班では、これまでに行ってきた検診、疫学調査、臨床試験をもとに油症の現況と治療についてのリーフレット等を作成。（画像はいずれも九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターHPから抜粋）



また、国内・海外での学会発表や刊行物などの研究成果が多くある。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
主管部局（課室）	医薬局総務課
関係部局	医薬局総務課医薬品副作用被害対策室、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課、医薬安全対策課、血液対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	308,598	40	39
令和4年度	748,174（※）	47	47
令和5年度	608,598（※）	52	51

※ 令和4年度の予算額、採択件数は、当初予算（308,598千円、44件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program: PRISM）からの配分額（439,576千円、3件）の合算である。また、令和5年度の予算額、採択件数は、当初予算（308,598千円、49件）及び研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and the Ideal society (society 5.0) and Generating Economic and social value: BRIDGE）からの配分額（300,000千円、2件）の合算である。

3. 研究事業の目的

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政の各種制度の課題に対して、政策を実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「課徴金制度の導入等の医薬品等の広告規制の変化を踏まえた実態調査研究」（令和4～6年度）において、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」の施行に伴い、医療関係者が入手しにくくなった必要情報の調査等を行うとともに、それを踏まえて必要な医薬品の情報が円滑に医療関係者に提供

される条件等の検討を行った。その成果に基づき、令和6年2月に自社の医薬品と他社の医薬品との比較情報を提供する際の基本的な考え方や留意事項等を整理した事務連絡を発出した。

○「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関するに関する研究」（令和5～6年度）において、薬物使用に関する全国調査を実施した。調査結果は、薬物乱用に関する現況の把握と各種対策の基礎資料として活用された。

○「輸血医療の安全性向上のためのデータ構築研究」（令和4～6年度）において、輸血用血液製剤の使用状況や全ての有害事象を検出および分析して、問題点を検討し改善を持続的に行う安全監視（ヘモビジランス）のため、「トレーサビリティが確保された輸血情報収集システム（J-HeST: Japanese hemovigilance scheme with secured traceability）」の本格稼働を開始し、小規模医療機関を含めた全ての輸血医療を実施している医療施設における輸血の安全性向上と適正使用の推進に活用された。

○「薬剤師・薬局の災害時対応に関する調査研究」（令和3～5年度）においては、熊本地震、令和元年台風第19号、西日本豪雨、新興感染症における医薬品確保のための対応や薬剤師としての対応等を検証するとともに、その結果を踏まえて、近年の災害の状況も踏まえた薬剤師として対応すべき点をまとめた災害対策マニュアルの改定を行った。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

（2）論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
21	64	5	0	222	43	2	0	24	80

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	薬事監視等に関しては、インターネットを介した通信販売や個人輸入、SNS等の普及に伴い、取締りが必要な未承認医薬品や広告等が多様化しており、最新の知見を収集し追加施策の必要性を検討するなど、臨機応変な対応を図る必要がある。
------------------	--

	<p>薬物乱用に関しては、危険ドラッグ等の化学物質を迅速に検出し、毒性を明らかにすることで、そのような化学物質を含む製品の流通禁止などの措置につなげ、保健衛生上の危害発生防止を図る必要がある。</p> <p>血液事業に関しては、J-HeSTを活用し、血液製剤の安全性向上と適正使用を推進する必要がある。また、献血における採血基準の見直しについて検討する必要がある。さらに、輸血療法実施に関する指針及び血液製剤の使用指針は、輸血管理料の基準として引用されているため、新たに輸血療法実践ガイド（仮称）を作成するにあたり、診療報酬の見直しの参考となるような科学的根拠を集約する必要がある。</p> <p>薬剤師・薬局制度に関しては、新型コロナウイルス感染症の蔓延や本格的な少子高齢社会の到来により、地域医療における薬剤師の役割が強く期待されており、またICT等の技術発展により、薬剤師の業務を取り巻く周辺環境が変化している。薬剤師の業務自体も変化が見込まれることから、今後の薬剤師・薬局業務のあり方及びそれを実現するための具体的な対応策について、エビデンスを踏まえながら検討する必要がある。</p>
効率性の観点から	<p>研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画するなど、研究成果を効率的に普及できるように工夫した。また医療従事者、製薬団体、国立感染症研究所等との協力を通じて、新興・再興感染症の情報収集を行い、必要時には血液製剤の安全性を確保するため病原体に対する迅速かつ簡便な検出系を構築するなど、適切な体制で効率的に検討を行った。</p>
有効性の観点から	<p>薬事監視等に関しては、研究成果が専門部会等で活用されるなど、薬事監視業務における効率的、効果的な制度の運用を可能とする有効な研究成果が産出された。</p> <p>薬物乱用に関しては、指定薬物等の指定等の基礎資料としての活用や、関係機関に提供することによる現場における迅速な取締りへの活用が可能となる有効な研究成果が得られた。</p> <p>血液事業に関しては、血液事業者も研究に参加し、また、研究成果が安全技術調査会等に基礎資料として提示され、成果及び提言が直接事業者において活用された。</p> <p>薬剤師・薬局制度に関しては、調剤業務の一部外部委託事業を国家戦略特別区域で実施するに当たって、安全性を担保した上で実施するための技術的な事項等を整理し、実施要領を策定するなど、有効な研究成果が得られた。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

薬事監視等に関しては、個人輸入代行業者による未承認医薬品等の個人輸入が行われている現状に対し、偽造医薬品含め未承認医薬品に対する輸入監視手法の検討を行い、偽造薬や健康被害情報の提供を通じた国民に対する注意喚起を充実させる必要がある。

薬物乱用に関しては、海外では、NPS（新規精神作用物質）による健康被害が報告されており、インターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、今後も海外の情報を収集するとともに、これらの物質に関する分析法・鑑別法の構築が求められる。

血液事業に関しては、J-HeST について、学会とも連携しながら構築されたシステムの普及拡大を図り、血液製剤のトレーサビリティ等における DX の推進が求められる。

薬剤師・薬局制度に関しては、地域住民の予防・健康づくり等に必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が薬局には求められており、薬局薬剤師の介入が地域住民の健康等に及ぼす効果を検討するなど、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの中で果たすことができる役割をより明確にし、薬局薬剤師の地域への関与の深化を図る必要がある。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

課徴金制度の導入等の医薬品等の広告規制の変化を踏まえた実態調査研究（令和4～6年度）
 輸血医療の安全性向上のためのデータ構築研究（令和4～6年度）

事務連絡
 令和6年2月21日

各都道府県
 保健所設置市
 特別区

厚生労働省 医薬局
 監視指導・麻薬対策課

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関するQ&Aについて（その4）

医薬品等の広告規制については、医療用医薬品の不適切な広告事例が散見され、これらにより確認された課題に対応するため、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」【平成30年9月25日付厚生労働省令第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添、以下「本ガイドライン」という。】を策定の上、発出したところですが、

また、本ガイドラインの円滑な運用を確保するため、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関するQ&Aについて」を随時発出してきたところですが、関係者からの要望に基づき、別添のとおり、追加でQ&Aをとりまとめたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下の関係業者に対して周知をお願いします。



薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究（令和3～5年度）

改訂版

薬剤師のための災害対策マニュアル

令和6年3月

令和5年度厚生労働省科学研究

「薬剤師・薬局における災害時対応についての調査研究」研究班 報告書

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	化学物質リスク研究事業
主管部局（課室）	医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
関係部局	国立医薬品食品衛生研究所総務部業務課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	457,932	23	18
令和4年度	457,932	22	19
令和5年度	457,392	23	18

3. 研究事業の目的

化学物質によるヒト健康へのリスクに関して、化学物質の総合的かつ迅速な評価、新たな評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の安全な生活の確保を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
○「空気汚染化学物質の標準試験法の開発・規格化および国際規制状況に関する研究」（令和3～5年度）
本研究では厚生労働省が公表している室内空气中化学物質の採取方法と測定方法（室内空气中化学物質の測定マニュアル（医薬発第828号 平成13年7月25日付 厚生労働省医薬局長通知））を、技術進展に応じた測定方法へ改定を行っており、日本薬学会編 衛生試験法・注解2020 追補2024にて公表され、 国内の規準となる 成果が得られた。さらに、諸外国における室内空気質の規制動向等の情報を収集し、令和5年9月に開催したシックハウス検討会の資料として活用する等、日本における空気汚染化学物質に対する取り組みに貢献した。
○「OECD プロジェクトでの成果物を厚生労働行政に反映させるための研究」（令和3～5年度）
化学物質の安全評価手法のOECD（経済協力開発機構）のテストガイドライン（TG）において、既存のTGである皮膚感作性試験代替法DPRA重量法を含むTG442C及び皮膚感作性試験代替法IL-8 Luc assayを含むTG442Eの改定を行うことができた。

その他、過去に OECD に提出した IL-2 を指標とした免疫毒性試験 IL-2 Luc assay の TG 案が TG444A として採択されるなど、国際的な試験法開発に貢献した。

○「毒物又は劇物の指定等に係る急性吸入毒性試験の代替法の開発及びその精緻化に関する研究」（令和 4～6 年度）

毒物及び劇物取締法（毒劇法）において、毒物又は劇物を判定する際に用いられる、急性吸入毒性試験における LD50/LC50 値の代替として、汎用性の高い経気管肺内噴霧投与方法（TIPS 法）による気管内投与毒性試験における LD50 を有用なものとするを目的に、TIPS 法による LD50 値の判定及び毒性影響の検討を実施した。TIPS 法の LD50 を吸入暴露法と比較したところ、TIPS 法の LD50 は吸入暴露法と同程度、又は低値を示すことが判明した。また、Neutral red assay を TIPS 法の投与濃度設定へ応用することを目的に TIPS 法と Neutral red assay の LD50/LC50 を比較したところ、LC50 (Neutral red assay) は TIPS 法による LD50 とある程度相関し、LC50 (Neutral red assay) は、TIPS 法による急性毒性試験の投与濃度設定に有用な指標となりえる可能性が示唆された。これらの結果から、毒劇物の指定に資する新たな手法の確立が期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当無し。

(2) 論文数などの業績（令和 5 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
35	272	41	5	616	188	0	0	1	14

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。</p> <p>また、リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある。この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化及び高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性、シックハウス（室内空気汚染）の問題等、</p>
---------------------------	--

	生活環境中の化学物質の安全性について調査や評価を進め、国民の安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。
効率性の観点から	化学物質安全対策の研究拠点でもある国立医薬品食品衛生研究所がFunding Agency（資金配分機関）として総合的な事業戦略を立案し、加えて研究費配分機能・プロジェクトマネジメント機能を担うことで、化学物質安全対策に関する実状把握と研究管理が一元的かつ効率的になされるよう配慮した。具体的には、各研究課題で実施される班会議に所管課室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理が行われた。
有効性の観点から	研究成果は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、毒劇法、有害物質を含有する家庭用品に関する法律等の各施策への活用のみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも大きく資するものである。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業の「必要性」、「効率性」、「有効性」は上記の通り極めて高く、優れた研究事業である。今後さらによりよい事業とするため、以下の点に留意して実施すべきである。

- ・将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要であり、若手研究者の優先的な活用など新たな取り組みも検討していくことが望ましい。
- ・化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を一層推進していくために、事前・中間・事後評価による意見を踏まえ、場合によっては研究の継続可否の判断等を行ってメリハリのある研究推進ができる体制を検討することが必要である。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○空気汚染化学物質の標準試験法の開発・規格化および国際規制状況に関する研究（令和3～5年度）

第24回シックハウス（室内空気汚染）

問題に関する検討会 資料

第24回シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会 資料2
2023（令和5）年9月4日

室内空気質に関する国際動向 について

2023年9月4日（月）
14:00～16:00

於）厚生労働省仮設第3会議室

関西福祉科学大学
健康福祉学部
東 賢一

第24回シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会

1

諸外国の特徴

- 諸外国では、室内濃度指針値（規制値ではない）を設定し、それを目指した発生源対策を行うというアプローチが主にとられている（ドイツ、フランス、カナダなど）。
- **ドイツは長期影響に主眼をおいて指針値を策定している。フランスとカナダは長期と短期の両方の指針値を策定している。**
- アメリカは、かつてホルムアルデヒド系発泡断熱材（UFFI）等を規制したところ、リスクの定量評価が不十分として裁判所が禁止を無効（1983年）とした経験から、ガイドライン値を示すのではなく、化学物質に関するリスク評価結果を国のデータベース上で公開し、企業の責任で使用するという「**非規制戦略**」をとっている。

17

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	健康安全・危機管理対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課地域保健室
関係部局	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室、健康・生活衛生局生活衛生課、健康課保健指導室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和3年度	283,317	27	25
令和4年度	283,317	31	30
令和5年度	267,110	25	22

※令和5年度の値については、国土交通省に移管された水安全対策分野の課題に関するものを除いている。

3. 研究事業の目的

<p>国レベル、地域レベルで、様々な健康危機事象に効果的に対応するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携に基づく健康危機管理体制の整備 ・具体的な対応能力の向上のための人材育成の推進 ・科学的根拠に基づいた対応方策の確立 <p>などに資する実践的な研究を実施し、全国に普及でき、かつ政策反映に資する研究成果を産出することを目的とする。</p>

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>地域保健基盤形成分野</p> <p>○「健康危機における都道府県内の自治体・関係部局・関係機関との連携構築のための研究」（令和5年度）では、保健所設置自治体や保健所へのアンケート調査等により新型コロナウイルス感染症対応で保健所業務が増大した際の支援体制等の検証を行い、検証結果を踏まえた保健所設置自治体内での連携体制構築への提言をまとめた。また、「保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン及び研修プログラムの開発」（令和4～5年度）では、ヒアリング及びアンケート調査等により保健所における感染症対応職員の役割や研修実態を整理し、ガイドライン及び研修プログラムを作成した。これ</p>

らを自治体に提供することで、健康危機の発生に備えた保健所の体制強化の推進が期待される。

- 「自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究」（令和4～5年度）において、「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動のためのガイド」が作成された。このガイドにより、市町村において災害時の保健活動に関するマニュアルなどの整備が進み、災害時保健活動の実践及び、健康危機発生時に対応できる体制づくりがより推進されることが期待される。

生活環境安全対策分野

- 「IoTを活用した建築物衛生管理手法の検証のための研究」（令和4～5年度）では自動測定器、IoTセンサーや、BEMS（※）データの活用可能性の検証などを行っており、これらの成果はデジタル原則に基づく新たな規制のあり方を検討するための科学的エビデンスとしての活用が期待される。

※BEMS：ビル・エネルギー管理システム（Building and Energy Management System）

- 地方公共団体職員を受講対象とした令和5年度生活衛生関係技術担当者研修会において、本分野の令和5年度の研究成果を各研究課題の研究代表者から講義を行い、最新の知見をフィードバックした。

健康危機管理・テロリズム対策分野

- 「CBRNE（※）テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究」（令和4～6年度）では、世界健康安全保障行動グループ会合を含む、国内外のネットワークを通じて、CBRNEテロリズムについての国内外の最新の科学的・政策的知見を集約した。また、得られた知見も参考に、先行研究にて作成した「CBRNEテロ対策医療・救護支援ツール」の改定を行った。国内外のネットワークを通じて得られた知見を、行政担当者のみならず、テロリズム発生時に現場で対応する医療者とも共有することで、本邦における有事の対応の改善に貢献した。

※CBRNE：Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosive

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

（2）論文数などの業績（令和5年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発

18	17	9	5	144	18	0	0	17	10
----	----	---	---	-----	----	---	---	----	----

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>健康危機管理の根拠となる知見は、医学をはじめとする学際的な学問分野により得られ、その体制・仕組みは法制度・社会状況等を踏まえた実践により構築されるものである。健康危機管理・テロリズム対策については、今後、地方自治体や他省庁との連携をさらに充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。したがって本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠である。</p>
効率性 の観点 から	<p>健康危機管理、地域保健基盤形成、生活環境安全対策の研究・教育の拠点でもある国立保健医療科学院が資金を拠出する機関として研究費配分機能を担うことで、実状把握、研究管理、教育・人材育成が一元的かつ効率的になされた。</p>
有効性 の観点 から	<p>本研究事業の研究成果の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイド」、「基準値・検査方法」等の形で得られている。さらなる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たしたと評価される。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>今後も、地域保健基盤形成、生活環境安全対策、健康危機管理・テロリズム対策の3つの分野において社会のニーズに応じた研究を継続して推進していく必要がある。</p> <p>① 地域保健基盤形成分野</p> <p>多様化する健康危機事象に対して、地域において適切かつ迅速な対応が可能となるよう、健康危機管理対策の研究を推進する必要がある。また、地域保健行政の方向性や役割を明確化し、人材確保や育成、及び能力が発揮できるような体制づくり、情報収集や情報共有の体制や対応する組織の整備等に関する研究も推進すべきである。</p> <p>② 生活環境安全対策分野</p> <p>国民の健康被害を防止し、公衆衛生の維持向上を図る観点から、最新の知見及び科学技術に即した生活衛生分野及び建築物衛生分野等における衛生管理に関する研究を推進する必要がある。</p>

③ 健康危機管理・テロリズム対策分野

CBRNE テロ・特殊災害に対する体制整備や訓練・人材育成の手法、健康危機における被災者等を対象とした研究、我が国に欠如した健康危機管理センターの構築と多分野連携の方策に資する研究、国際保健規則国家連絡窓口におけるリスクコミュニケーション機能強化にかかる研究を推進する必要がある。また、自然災害対策については、保健医療福祉調整本部の能登半島地震での対応を踏まえた現状調査と課題整理を実施し、連携体制の構築に関わる研究を推進すべきである。

<参考> 令和5年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

CBRNE テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究（令和4～6年度）

The screenshot shows the MED-ACT website interface. At the top, it reads "MED-ACT" and "CBRNEテロ対策医療・救護支援ツール". Below this is a navigation bar with buttons for "ホーム", "検索", "コンテンツ", "リンク", "お問い合わせ", and "お問い合わせ". The main content area is titled "銃創・爆傷対応各論" and includes a brief introduction. Below the text is a grid of six thumbnail images, each with a title:

- プレホスピタルケア総論
- 銃創の初期診療手順アルゴリズム
- 銃弾の扱い弾道学の基礎
- 銃創部位別処置方法
- 爆傷患者に対する院内診療手順
- 爆傷各論